日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 令和6年度における業務の実績に関する評価

令和7年

文部科学大臣

# 日本私立学校振興・共済事業団 年度評価 目次

1-1-3   項目別評定総括表	1 – 1 – 1	評価の概要	••• p 1
1-1-4-1 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項) 項目別評価調書 No. 1-1 補助事業 9 で p 6 項目別評価調書 No. 1-2 貸付事業 項目別評価調書 No. 1-3 経営支援・情報提供事業 9 p 1 項目別評価調書 No. 1-4 寄付金事業 項目別評価調書 No. 1-4 寄付金事業 項目別評価調書 No. 1-5 学術研究振興基金・資金事業 項目別評価調書 No. 1-6 減免資金交付事業 項目別評価調書 No. 1-6 減免資金交付事業 9 p 3 項目別評価調書 No. 1-6 減免資金交付事業 9 p 3 項目別評価調書 No. 2-2 経費等の見直し・効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項 9 p 4 項目別評価調書 No. 2-2 経費等の見直し・効率化 項目別評価調書 No. 3-1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 9 p 4 項目別評価調書 No. 3-1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 9 p 9 5 項目別評価調書 No. 3-2 財務内容の管理の適正化 9 p 5 項目別評価調書 No. 3-3 人件費の適正化 9 p 5 項目別評価調書 No. 3-5 短期借入金の限度額 9 p p 6 項目別評価調書 No. 4-2 情報セキュリティに関する事項 9 p 6 項目別評価調書 No. 4-3 事業に関する事項 9 p 6 項目別評価調書 No. 4-3 事業に関する事項 9 p 6 項目別評価調書 No. 4-3 事業に関する事項 9 p 6 項目別評価調書 No. 4-4 が設・設備に関する事項 9 p 7 項目別評価調書 No. 4-5 大事に関する事項 9 p 7 p 7 p 7 p 9 1 p	1 - 1 - 2	<u>総合評定</u>	· · · p 2
項目別評価調書 No. 1 - 1 補助事業 項目別評価調書 No. 1 - 2 貸付事業 項目別評価調書 No. 1 - 3 経営支援・情報提供事業 項目別評価調書 No. 1 - 4 寄付金事業 項目別評価調書 No. 1 - 5 学析研究振興基金・資金事業 項目別評価調書 No. 1 - 6 減免資金交付事業  1 - 1 - 4 - 2 項目別評価調書 No. 1 - 6 減免資金交付事業  項目別評価調書 No. 2 - 1 効率的な業務運営体制の確立 項目別評価調書 No. 2 - 1 効率的な業務運営体制の確立 項目別評価調書 No. 2 - 1 効率的な業務運営体制の確立 項目別評価調書 No. 3 - 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 項目別評価調書 No. 3 - 2 財務内容の管理の適正化 項目別評価調書 No. 3 - 2 財務内容の管理の適正化 項目別評価調書 No. 3 - 3 人件費の適正化 項目別評価調書 No. 3 - 3 人件費の適正化 項目別評価調書 No. 3 - 5 短期借入金の限度額 項目別評価調書 No. 3 - 5 短期借入金の限度額 項目別評価調書 No. 4 - 1 内部統制に関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 2 情報セキュリティに関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 2 情報セキュリティに関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 4 施設・設備に関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 5 人事に関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項 項目別評価調書 No. 4 - 7 中期目標期間を超える債務負担	1 - 1 - 3	項目別評定総括表	• • • p 4
項目別評価調書 No. 1 - 2 貸付事業       ・・p13         項目別評価調書 No. 1 - 3 経営支援・情報提供事業       ・・p34         項目別評価調書 No. 1 - 4 寄付金事業       ・・p34         項目別評価調書 No. 1 - 6 減免資金交付事業       ・・p34         項目別評価調書 No. 2 - 2 項目別評価調書 No. 2 - 1 効率的な業務運営体制の確立       ・・p44         項目別評価調書 No. 3 - 1 収益の確保、予算の効率化       ・・p44         項目別評価調書 No. 3 - 2 財務内容の管理の適正化       ・・p44         項目別評価調書 No. 3 - 3 財務内容の管理の適正化       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 3 大件費の適正化       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 4 予算、収支計画及び資金計画       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 5 短期借入金の限度額       ・・p50         項目別評価調書 No. 4 - 1 内部統制に関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 2 情報セキュリティに関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 5 人事に関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 5 人態設・設備に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 7 中期目標期間を超える債務負担       ・・p70	1 - 1 - 4 - 1	項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)	· · · p 6
項目別評価調書 No. 1 - 3       経営支援・情報提供事業       ・・・p 20         項目別評価調書 No. 1 - 5       学術研究振興基金・資金事業       ・・p 30         項目別評価調書 No. 1 - 6       減免資金交付事業       ・・p 30         項目別評価調書 No. 1 - 6       減免資金交付事業       ・・p 40         項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)       ・・p 40         項目別評価調書 No. 2 - 2       経費等の見直し・効率化         項目別評価調書 No. 3 - 1       収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現項目別評価調書 No. 3 - 2       財務内容の管理の適正化項目別評価調書 No. 3 - 2         項目別評価調書 No. 3 - 3       人件費の適正化項目別評価調書 No. 3 - 4       予算、収支計画及び資金計画項目別評価調書 No. 3 - 5       短期借入金の限度額項目別評価調書 No. 3 - 5         項目別評価調書 No. 4 - 1       内部統制に関する事項項目別評価調書 No. 4 - 2       情報セキュリティに関する事項項目別評価調書 No. 4 - 2       「特報セキュリティに関する事項項目別評価調書 No. 4 - 6       ・・p 60         項目別評価調書 No. 4 - 6       が修等助成に関する事項項目別評価調書 No. 4 - 6       ・・p 70       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項項目別評価調書 No. 4 - 6       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項項目別評価調書 No. 4 - 6       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 7       中期目標期間を超える債務負担       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p 70         項目別評価調書 No. 4 - 7       中期目標期間を超える債務負担       ・・p 70 <td></td> <td>項目別評価調書 No. 1 — 1 補助事業</td> <td>· · · p 6</td>		項目別評価調書 No. 1 — 1 補助事業	· · · p 6
項目別評価調書 No. 1 - 4       寄付金事業       ・・p36         項目別評価調書 No. 1 - 6       減免資金交付事業       ・・p37         1 - 1 - 4 - 2       項目別評価調書 No. 2 - 6       減免資金交付事業       ・・p37         項目別評価調書 No. 2 - 1       効率的な業務運営体制の確立       ・・p40         項目別評価調書 No. 2 - 1       対容的な業務運営体制の確立       ・・p40         項目別評価調書 No. 3 - 1       収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現       ・・p40         項目別評価調書 No. 3 - 2       財務内容の管理の適正化       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 3       人件費の適正化       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 4       予算、収支計画及び資金計画       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 5       短期借入金の限度額       ・・p50         項目別評価調書 No. 4 - 1       内部統制に関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 2       情報セキュリティに関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 3       事業に関する情報開示       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 5       人事に関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 5       人事に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 7       中期目標期間を超える債務負担       ・・p70		項目別評価調書 No. 1 - 2 貸付事業	· · · p13
項目別評価調書 No. 1 - 5       学術研究振興基金・資金事業       ・・・p35         項目別評価調書 No. 1 - 6       減免資金交付事業       ・・・p35         1 - 1 - 4 - 2       項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)       ・・・p40         項目別評価調書 No. 2 - 1       効率的な業務運営体制の確立       ・・・p40         項目別評価調書 No. 3 - 1       収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現       ・・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 2       財務内容の管理の適正化       ・・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 3       人件費の適正化       ・・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 4       予算、収支計画及び資金計画       ・・・p50         項目別評価調書 No. 4 - 1       内部統制に関する事項       ・・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 2       情報セキュリティに関する事項       ・・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 2       有理別評価調書 No. 4 - 2       本に関する事項       ・・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 5       人事に関する事項       ・・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 7       中期目標期間を超える債務負担       ・・・p70		項目別評価調書 No. 1 一 3 経営支援・情報提供事業	· · · p 20
項目別評価調書 No. 1 - 6 減免資金交付事業       ・・・p37         1 - 1 - 4 - 2       項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)       ・・p40         項目別評価調書 No. 2 - 1 効率的な業務運営体制の確立       ・・p40         項目別評価調書 No. 3 - 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現       ・・p40         項目別評価調書 No. 3 - 2 財務内容の管理の適正化       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 4 予算、収支計画及び資金計画       ・・p50         項目別評価調書 No. 3 - 5 短期借入金の限度額       ・・p50         項目別評価調書 No. 4 - 1 内部統制に関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 2 情報セキュリティに関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 2 情報セキュリティに関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 4 施設・設備に関する事項       ・・p60         項目別評価調書 No. 4 - 5 人事に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項       ・・p70         項目別評価調書 No. 4 - 7 中期目標期間を超える債務負担       ・・p70		項目別評価調書 No. 1 - 4 寄付金事業	· · · p 30
1-1-4-2   項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項		項目別評価調書 No. 1 - 5 学術研究振興基金・資金事業	· · · p 35
項目別評価調書 No. 2 - 1       効率的な業務運営体制の確立       ・・・p46         項目別評価調書 No. 2 - 2       経費等の見直し・効率化       ・・p46         項目別評価調書 No. 3 - 1       収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現       ・・p46         項目別評価調書 No. 3 - 2       財務内容の管理の適正化       ・・p56         項目別評価調書 No. 3 - 3       人件費の適正化       ・・p55         項目別評価調書 No. 3 - 4       予算、収支計画及び資金計画       ・・p55         項目別評価調書 No. 3 - 5       短期借入金の限度額       ・・p56         項目別評価調書 No. 4 - 1       内部統制に関する事項       ・・p66         項目別評価調書 No. 4 - 2       情報セキュリティに関する事項       ・・p66         項目別評価調書 No. 4 - 3       事業に関する情報開示       ・・p66         項目別評価調書 No. 4 - 4       施設・設備に関する事項       ・・p77         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p77         項目別評価調書 No. 4 - 6       研修等助成に関する事項       ・・p77         項目別評価調書 No. 4 - 7       中期目標期間を超える債務負担       ・・p77		項目別評価調書 No. 1 - 6 減免資金交付事業	· · · p37
項目別評価調書 No. 2 - 2経費等の見直し・効率化・・・p4項目別評価調書 No. 3 - 1収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現・・・p4項目別評価調書 No. 3 - 2財務内容の管理の適正化・・・p5項目別評価調書 No. 3 - 3人件費の適正化・・・p5項目別評価調書 No. 3 - 4予算、収支計画及び資金計画・・・p5項目別評価調書 No. 3 - 5短期借入金の限度額・・・p5項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p6項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p6項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p6項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p7項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p7項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p7項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p7	1 - 1 - 4 - 2	項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	· · · p 40
項目別評価調書 No. 3 - 1収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現・・・p 46項目別評価調書 No. 3 - 2財務内容の管理の適正化・・・p 56項目別評価調書 No. 3 - 3人件費の適正化・・・p 56項目別評価調書 No. 3 - 4予算、収支計画及び資金計画・・・p 56項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p 66項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p 66項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p 66項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p 70		項目別評価調書 No. 2 — 1 効率的な業務運営体制の確立	• • • p 40
項目別評価調書 No. 3 - 2財務内容の管理の適正化・・・p 5亿項目別評価調書 No. 3 - 3人件費の適正化・・・p 5亿項目別評価調書 No. 3 - 4予算、収支計画及び資金計画・・・p 5亿項目別評価調書 No. 3 - 5短期借入金の限度額・・・p 5亿項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p 6亿項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p 6亿項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p 7亿項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p 7亿項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p 7亿項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p 7亿項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p 7亿		項目別評価調書 No. 2-2 経費等の見直し・効率化	• • • p 43
項目別評価調書 No. 3 - 3人件費の適正化・・・p 52項目別評価調書 No. 3 - 4予算、収支計画及び資金計画・・・p 52項目別評価調書 No. 3 - 5短期借入金の限度額・・・p 52項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p 62項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p 62項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p 62項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p 72項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p 73項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p 73項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p 74		項目別評価調書 No. 3 - 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	• • • p 48
項目別評価調書 No. 3 - 4予算、収支計画及び資金計画・・・p 5%項目別評価調書 No. 3 - 5短期借入金の限度額・・・p 5%項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p 6%項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p 6%項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p 7%項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p 7%項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p 7%項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p 7%項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p 7%		<u>項目別評価調書 No. 3 - 2 財務内容の管理の適正化</u>	· · · p 50
項目別評価調書 No. 3 - 5短期借入金の限度額・・・p5%項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p6%項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p6%項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p6%項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p7%項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p7%項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p7%項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p7%		<u>項目別評価調書 No. 3-3 人件費の適正化</u>	• • • p 52
項目別評価調書 No. 4 - 1内部統制に関する事項・・・p60項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p60項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p60項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p70項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p70項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p70項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p70		項目別評価調書 No. 3 - 4 予算、収支計画及び資金計画	· · · p 53
項目別評価調書 No. 4 - 2情報セキュリティに関する事項・・・p 63項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担		項目別評価調書 No. 3 - 5 短期借入金の限度額	• • • p 59
項目別評価調書 No. 4 - 3事業に関する情報開示・・・p 66項目別評価調書 No. 4 - 4施設・設備に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 5人事に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 6研修等助成に関する事項・・・p 70項目別評価調書 No. 4 - 7中期目標期間を超える債務負担・・・p 70		項目別評価調書 No. 4 - 1 内部統制に関する事項	· · · p 60
項目別評価調書 No. 4 - 4 施設・設備に関する事項・・・p70項目別評価調書 No. 4 - 5 人事に関する事項・・・p71項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項・・・p70項目別評価調書 No. 4 - 7 中期目標期間を超える債務負担・・・p74		<u>項目別評価調書 No. 4 - 2 情報セキュリティに関する事項</u>	· · · p 63
<u>項目別評価調書 No. 4 - 5 人事に関する事項</u> ・・・p71 <u>項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項</u> ・・・p73 項目別評価調書 No. 4 - 7 中期目標期間を超える債務負担 ・・・p74		<u>項目別評価調書 No. 4 - 3 事業に関する情報開示</u>	· · · p66
<u>項目別評価調書 No. 4 — 6 研修等助成に関する事項</u> 項目別評価調書 No. 4 — 7 中期目標期間を超える債務負担		<u>項目別評価調書 No. 4 - 4 施設・設備に関する事項</u>	· · · p70
項目別評価調書 No. 4 7 中期目標期間を超える債務負担 ・・・p 74		項目別評価調書 No. 4 - 5 人事に関する事項	· · · p71
		項目別評価調書 No. 4 - 6 研修等助成に関する事項	· · · p73
別添 中長期日標 中長期計画 年度計画 ・・・p.75		項目別評価調書 No. 4 - 7 中期目標期間を超える債務負担	· · · p74
T KATER T KATE TO THE	別添	<u>中長期目標、中長期計画、年度計画</u>	· · · p 75

## 1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項								
法人名	日本私立学校振興・共済事業	3本私立学校振興・共済事業団						
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度						
	中期目標期間	令和5年度~令和9年度(第5期)						

2	2. 評価の実施者に関する事項								
主	務大臣								
	法人所管部局	高等教育局	担当課	私学助成課、田畑磨					
	評価点検部局	大臣官房	担当課	政策課、生田知子					

# 3. 評価の実施に関する事項

令和7年7月1日~7月31日の期間において、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の評価等に関する有識者会合委員に対し、メールにて主務大臣の評価案を諮り、意見を聴取した。

# 4. その他評価に関する重要事項

特になし

# 1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定									
評定	В	(	参考)本中期目標	期間における過年	医皮の総合評定の状	け沢			
(S, A, B, C,		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
D)		В	В	_	_	_			
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。								

2. 法人全体における評	
と、法人全体における評価法人全体の評価	研究に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○中期計画等に定められた以上の進捗の認められた業務については ・貸付事業の安定的な運営を図るための取組においては、中期計画・年度計画で目標にある令和6年度末でのリスク管理債権の割合が2.1%以下となっているところ、実績値で 1.53%に抑えている。(p18 参照) ・寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組においては、中期計画・年度計画では目標値26 件以上とされている学校法人等の研修会における周知活動を50 件行っている。(p31 参照) ・経費等の見直し・効率化における自己収入の確保においては、年度計画で8 百万円以上の確保とされているところ、今和6年度の実績は12 百万円となっている。(p45 参照) などの実績が認められる。 ○中期計画等に定められたとおり、概ね着実に実施された業務については ・補助事業については、引き続き音声解説付き学内研修用教材を電子窓口に掲載している。また、対面形式の説明会を昨年度から2 会場追加した4会場で開催し、説明会資料において会計検査院から指摘のあった事項や事業団実地調査で実際にあった申請ミスの事例を追加して申請ミスを防止するための再発防止策を事例ごとに詳しく解説するとともに、アンケート調査により理解度を把握するなど、再発防止に向けた取組を継続して実施している。(p9 参照) ・貸付事業については、借入ニーズに的確にこたえるためのアンケート調査、学校法人への訪問や昨年度から1地区追加した4地区での融資相談会等を実施するとともに、学校法人のニーズに応じた融資制度の見直しを行うなどしている。(p14 参照) ・経営支援・情報提供事業において、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援のため、各事業の有する情報・知見を事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備について検討するとともに、経営相談や研修会等への講師派遣、経営改善方策の提案等の実施や「アウトリーチ型支援」の基盤となるシステム構築の一環として「私学経営グッシュボード」を開設している。(p24 参照)
全体の評定を行う上で	などの実績が認められる。 特になし
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における	主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul> <li>アンケートの回収率が4割に留まっていることで理解度の妥当性に課題があることから、教材利用者全体の理解度を把握するためにも、回収率を向上させる取組を行うことが望まれる。(p10)</li> <li>昨年度より回復はしているが、貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資制度の改善などを通じて、可能な限り貸付規模を回復するための取組を引き続き行うことが望まれる。(p14)</li> <li>昨年度より一者応札となった件数が増加したことを踏まえ、結果として一者応札となった場合、要因の分析を行い、改善に向けた効果的な取組を引き続き行うことが望まれる。(p46)</li> <li>・引き続き、第5期中期計画期間以降の収支状況におけるシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。(p51)</li> </ul>
その他改善事項	
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	

4. その他事項	4. その他事項						
監事等からの意見	特になし						
その他特記事項	特になし						

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13~参照)

S:中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

# 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

	中期目標		4		項目別	備		
		令和	令和	令和	令和	令和	調書No.	考
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
1.								
	1 補助事業	B〇 重	B〇 重	_				
	(1)補助金の適正な配分	(B)	(B)	_	_	_	1 - 1	
	(2)補助金の適切な配分を行うための取組	(B)	(B)	_	_	_		
	(3)補助金申請段階のミスの防止を図る取組等	(B)	(B)	_	_	_		
	2 貸付事業	B○ 重	B〇 重	_	_	_		
	(1)学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付	(B)	(B)	_	_	_	1 - 2	
	(2)貸付事業の安定的な運営を図るための取組	(B)	(A)	_	_	_		
	3 経営支援・情報提供事業	B○ 重	B○ 重	_	_	_		
	(1)教育改革及び経営改善に向けた支援の取組		(B)	_	_	_	1-3	
	(2)各種情報を提供するための取組	(B)	(B)	_		_		
	4 寄付金事業	B重	B重	_				
	(1)多元的な財政基盤確立に向けた支援の取組	(B)	(A)	_	_	_	1 - 4	
	(2) 奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組	(A)	(B)	—	_	_		
	5 学術研究振興基金・資金事業	В	В	_	_	_	1-5	
	6 減免資金交付事業	В	В	_	_	_	1-6	
2.	業務運営の効率化に関する事項							
	1 効率的な業務運営体制の確立	В	В	_	_	_		
	(1)組織と人員配置の見直し	(B)	(B)	_		_	2 - 1	
	(2)情報システムの適切な整備及び管理等	(B)	(B)	_		_		
	2 経費等の見直し・効率化	В	В	_	_	_		
	(1)経費等の見直し・効率化を図るための取組	(A)	(A)	_	_	_	2 - 2	
	(2)契約の適正化	(B)	(B)	_	_	_		

中期目標	年度評価						
	令和	令和	令和	令和	令和	調書No.	考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
3. 財務内容の改善に関する事項							
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適 切な財務内容の実現	В	В	_	_	_		
(1)収支計画に沿った適切な運営	(B)	(B)	_	_	_	3 - 1	
(2)自己収入の増・確保及び経費の効率化	(B)	(B)	_	_	_		
2 財務内容の管理の適正化	В	В	_	_	_		
(1)経費配分、業務運営の効率化	(B)	(B)				3-2	
(2)財務状態の健全性の確保等	(B)	(B)	_	_			
3 人件費の適正化	В	В				3-3	
4 予算、収支計画及び資金計画	В	В				3-4	
5 短期借入金の限度額	_	_	_	_		3-5	
4. その他業務運営に関する重要事項							
1 内部統制に関する事項	В	В					
(1)法人のミッションの周知徹底	(B)	(B)	_	_	_	4 1	
(2)内部監査の充実・強化	(B)	(B)	_	_		4-1	
(3)リスク管理	(B)	(B)			_		
2 情報セキュリティに関する事項	В	В					
(1)情報セキュリティ研修	(B)	(B)	_		_	4 - 2	
(2)情報セキュリティ監査	(B)	(B)	_	_			
3 事業に関する情報開示	В	В	_	_	_		
(1)ホームページ等を活用した情報開示	(B)	(B)	_	_	_	4 - 3	
(2)公表すべき資料のホームページへの掲載	(B)	(B)		_	_		
4 施設・設備に関する事項	_	В			_	4-4	
5 人事に関する事項	В	В	_	_	_	4-5	
6 研修等助成に関する事項	В	_	_	_	_	4-6	
7 中期目標期間を超える債務負担	_	_	_	_	_	4-7	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。
  - S:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
  - A:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
  - B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
  - C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
  - D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善 その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。
  - なお、「2.業務運営の効率化に関する事項」、「3.財務内容の改善に関する事項」及び「4.その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざる を得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S:-

- A:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
	補助事業									
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興	当該事業実施に係る根拠 (個別	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第1号							
	施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	法条文など)								
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」(私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の	関連する政策評価・行政事業レ	予算事業 ID 001598							
	基本方針 2022」にも掲げられており、政策上の重要課題であるため)	ビュー								

2. 主要な経年	2. 主要な経年データ														
② 主要な	② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
アンケート 理解度	計画値	90.0%以上	_	90.0% 以上	90.0%以上	_	_	_		予算額(千円)	298, 346, 727	299, 345, 124	_	_	_
	実績値	_	99.7%	99.4%	99.4%	_	_	_		決算額(千円)	299, 745, 175	299, 682, 663	_	_	_
	達成度	_	_	110.4%	110.4%	-	_	_		経常費用(千円)	299, 699, 156	299, 664, 065	_	_	-
										経常利益(千円)	-350, 839	-401, 990	_	_	_
										行政コスト(千円)	299, 699, 359	299, 664, 065	_	_	_
										従事人員数	23	23	_	_	-

3.	各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
	中期目標、中期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	
-				評定 B
		1 補助事業	1 補助事業	
			〈評定〉 B	<評定に至った理由>
				中期計画に定められたとおり、
				概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」
				との評価結果が妥当であると確認
				できた。
	<主な定量的指標>			
	<ul><li>・補助金説明会(オンライン含</li></ul>	(1) 私立大学等経常費補助金取扱要領及び配分基準の改正等による適正な配分	(1)補助金の適正な配分	(1)補助金の適正な配分
	む) 等において行うアンケー トにおける理解度	・令和6年 11 月 13 日改正(取扱要領・配分基準) ・令和7年 3月 6日改正(取扱要領・配分基準)	〈評定〉B	<補助評定>B
	トにわける住所及	・ 7 和 7 平 3 月 10 日以正(収仮安限・配刀基毕)	〈評定の根拠〉	<評定に至った理由>
	<その他の指標>		交付要綱の改正、配分方法の見	交付要綱の改正、配分方法の見
	_		直し等により、取扱要領及び配分	直し等により、取扱要領及び配分
			基準を改正し、適正な配分を行っ	基準を改正し、適正な配分を行っ
	<評価の視点>		た。	ている。
	<ul><li>・各私立大学等に対する適正 な補助金の配分、文部科学省</li></ul>			/ 松枝市西 - 米芬安沙 L の細胞豆
	の政策に沿った配分方法の見			<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>
	直しや、補助金の配分の基礎			- U、最
	となる各私立大学等の教育研			
	究の質の向上に資する取組、			<その他事項>
	定員充足状況、教育情報·財務			_
	情報の公表状況の厳格化等一			
	層メリハリある配分・重点支援の実施が行われたか。	(2)補助金の適切な配分を行うための取組	   (2)補助金の適切な配分を行う	(2)補助金の適切な配分を行う
	<ul><li>・補助金説明会(オンライン含</li></ul>	(2) 旧砂ないシルビッグは日に方でしてアンマス人間	ための取組	ための取組
	む) 等において行うアンケー		〈評定〉B	<補助評定>B
	トの理解度:理解度90%以上			
	・アンケート結果を踏まえて		〈評定の根拠〉	<評定に至った理由>
	説明内容の充実を図ったか。	①令和6年度の配分方法見直し	将来を見据えたチャレンジや	将来を見据えたチャレンジや経
	<重要度>	令和6年度から令和10年度の5年間を「集中改革期間」と位置づけ、将来を見据えたチャレンジ や経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を後押しするため、以下のとおり配分方法を見直した。	経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を後押しするための	営判断をはじめとした意欲的な経 営改革を後押しするための配分方
	・私学助成の配分見直し等に	・成長分野等への組織転換促進のため、設置後完成年度を超えていない理工農系学部・学科を補	配分方法等の見直し、障害者差別	法等の見直し、障害者差別解消法
	ついては、「経済財政運営と改	助対象とする例外措置を設定した(一般補助)。	解消法の改正や教育未来創造会	の改正や教育未来創造会議、中央
	革の基本方針 2022」にも掲げ		議、中央教育審議会等の議論など	教育審議会等の議論などを踏まえ

られており、政策上の重要課 題であるため、重要度を「高」 とする。

<令和5年度評価:項目別評 定で指摘した課題、改善事項

・引き続き、事案の発生要因の 分析と申請書類や手続き等の 見直しも含めた再発防止への 取組を充実するとともに、補 助金の申請ミス防止に向けた 周知内容の充実を図るなどの 取組が望まれる。

・定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、学生募集を停止する学部・学科を補助対象とする 例外措置を設定した。また、収容定員未充足による不交付措置の例外措置要件について、「翌年度 の入学定員減」に当該学部等の募集停止を含めるよう取扱いを変更した。(一般補助)

このほか、隨害者差別解消法の改正や教育未来創造会議、中央教育審議会等の議論などを踏まえ、 以下のとおり配分方法を見直した。

- ・障害のある学生に対する支援促進のため、障害のある学生に対する具体的配慮への加算措置を拡 充した (一般補助)。
- ・私立大学等改革総合支援事業について、文部科学省と連携し、設問の新設及び前年度実施率が高 かった設問等の内容や選択肢の高度化、配点の見直し並びに廃止をした(一般補助・特別補助)。
- 特別補助の一部の補助項目について、補助要件、対象となる取組や算定方法を変更した(特別補 助)。

## ②少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、将来を見据えたチャレンジや 経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を 図る取組を原則5年間継続的に支援する事業を新設した。

対象校の選定にあたっては、外部の有識者で構成する「少子化時代を支える新たな私立大学等の 経営改革支援委員会」を設置し、当該委員会による審査を行った。

- ・(メニュー1)教育・研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化等を図ること等によ り、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う大学・短期大学、高等専門学校を支
- ・(メニュー2) 特に学校運営面において、複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効 果的・効率的な大学運営を実現し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援

#### ③その他の取組

## ○定員管理の変更

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)(令和4年3月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)」で示された方向性に対応するため、不交 付措置の対象となる収容定員超過率を以下のとおり段階的に厳格化している(一般補助)。

### 【改正前】

定員規模 (収容定員)	8,000 人以上	4,000 人以上 8,000 人未満	4,000 人未満
令和4年度	1.40 倍以上	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

#### 【改正後】

定員規模	8,000 人以上	4,000 人以上	4,000 人未満
(収容定員)		8,000 人未満	
令和5年度	1.30 倍以上	1.40 倍以上	1.50 倍以上
令和6年度	1.20 倍以上	1.30 倍以上	1.40 倍以上
令和7年度	1.10 倍以上	1.20 倍以上	1.30 倍以上

を踏まえた配分方法、補助要件・ 対象の見直し等を行った。

た配分方法、補助要件・対象の見直 し等を行っている。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

〈評定の根拠〉

援する事業を新設した。

<評定に至った理由>

将来を見据えたチャレンジや 将来を見据えたチャレンジや経 経営判断を自ら行う「経営改革計 営判断を自ら行う「経営改革計画」 画」の実現を図るとともに、その □ の実現を図るとともに、その知見 知見やノウハウの普及・展開を図 やノウハウの普及・展開を図る取 る取組を原則5年間継続的に支 組を原則5年間継続的に支援する 事業を新設している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

## ○災害からの復興支援

「令和6年能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨」により被災し、私立学校施設の災害復旧補助 の対象となる私立大学等を設置する学校法人に対し、増額措置の支援を行った。

また、「令和6年能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨」により被災した学生を対象とした授業料 減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対し、その事業費の一部について増額措置の支援 を行った (特別補助)。

(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するための取組

## ①研修教材の作成・配付

補助金制度へのさらなる理解の促進のため、「基礎編」と「実践編」の学内研修用教材(音声解説 付き)を作成し、令和6年6月27日に電子窓口により配付した。配付の際は、各法人の補助金事務 担当者宛てにメールで通知した。

学内研修用教材は、いつでも時間を気にせず、誰でも何人でも、何度でも視聴できる利点がある ほか、学内での研修等での活用も期待できるものである。

## <基礎編>

・基礎編では、「補助金制度の概要について」、「各種調査票(申請書類)と補助金申請事務の流 れについて」及び「各種調査票(申請書類)と補助金計算の関係について」の3種類の資料 を作成した。

#### <実践編>

・実践編では、「私立大学等経常費補助金 令和6年度の変更点(一般補助・特別補助)」の資 料を作成した。

なお、申請ミス防止に向け、助成部説明会の参考資料「私立大学等経常費補助金の申請にあたっ ての留意点」に、会計検査院による検査で指摘があった事項や、事業団の実地調査で実際にあった。 申請ミスの事例を追加し、充実を図った。

#### ②研修教材の理解度

学内研修用教材の資料掲載時にアンケートを実施し、理解度は99.4%となった。 また、アンケートにおける学校法人からの要望を踏まえ、教材配付日を令和5年度より早めた。 止を図る取組等

〈評定〉B

## 〈評定の根拠〉

「学内研修用教材(音声解説付 した。また、助成部説明会の参考した。

(3)補助金申請段階のミスの防 (3)補助金申請段階のミスの防 止を図る取組等

<補助評定>B

#### <評定に至った理由>

「学内研修用教材(音声解説付 き)」について、「基礎編」及び「実 き)」について、「基礎編」及び「実 践編|を作成し、学校法人へ配付 | 践編|を作成し、学校法人へ配付し

資料において、申請ミス防止に向 また、助成部説明会の参考資料 けた教材の内容の充実を図った。 において、申請ミス防止に向けた 教材の内容の充実を図っている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

#### 〈評定の根拠〉

理解度は 99.4%となり、指標 | <評定に至った理由> である「補助金説明会(オンライ 音声解説付き学内研修用教材を トの理解度 90%以上」を達成で に努めている。 きた。

た取組を実施した。

ン含む)等において行うアンケー 電子窓口に掲載し、理解度の促進

また、教材資料掲載時にアンケ また、アンケート結果を踏まえ 一ト調査を実施することにより理 解度の把握についても努めてお り、目標値である90%を達成してい る。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

アンケートの回収率が4割に留 まっていることで理解度の妥当性 に課題があることから、教材利用 者全体の理解度を把握するために も、回収率を向上させる取組を行 うことが望まれる。

<その他事項>

## ③補助金交付法人への実地調査

補助金の適正な申請を確認するため、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去5年間未 実施である大学等や私立大学等改革総合支援事業の選定校など47法人59校に対して、実地調査を 行った。

調査の結果、申請上の軽微なミスは見受けられるものの、法人の管理運営を問うような「不適正 な事項」と判断される事例はなかった。

また、調査時には申請内容と証ひょう書類等との照合と併せて、補助金申請に係る根拠となる資 料の整理・保管方法等について助言を行い、補助金の適正な申請について注意を促した。

#### ○調査法人数

北海道地区 北海道 3 法人 3 校 関東地区 埼玉県 3 法人 3 校 千葉県 2 法人 3 校 東京都 18 法人 23 校 神奈川県 2 法人 2 校 静岡県 3 法人 4 校 東海地区 京都府 3 法人 5 校 近畿地区 3 法人 4 校 兵庫県 3 法人 5 校 中国地区 岡山県 広島県 4 法人 4 校 九州地区 長崎県 3 法人 3 校 47 法人 59 校 計

## ④配分方法の変更点、申請上の注意点等の注意喚起及び周知

各調査票を電子窓口に掲載する際、質問が多く寄せられた事項について、Q&Aを添付し周知し

## 電子窓口掲載状況

令和6年4月25日 一般補助調查票(学生数等) 令和6年5月23日 一般補助調査票(収入支出等)

令和6年5月31日 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

令和6年6月26日 一般補助調査票(未完成·募集停止例外措置)

### 〈評定の根拠〉

## <評定に至った理由>

補助金の適正な執行を確認す 補助金の適正な執行を確認する るため実地調査を行い、調査にお | ため、事業団による実地調査及び いて申請事務等の指導・助言を行 │ 会計検査院検査が過去5年間未実 施である大学等に調査を実施する など、申請事務等の指導・助言を行 っている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

#### 〈評定の根拠〉

#### <評定に至った理由>

配分方法の変更点や申請上の 配分方法の変更点や申請上の注 注意すべき点等について注意喚 | 意すべき点等について注意喚起を 起をするため、電子窓口への掲 するため、電子窓口への掲載、私学 載、私学団体等の研修会、広報誌 団体等の研修会、広報誌「月報私 「月報私学」等を通じて周知し | 学」等を通じて周知することによ って注意喚起を行っている。

また、個別相談及び助成部の事また、「助成部相談会・説明会」

令和6年6月27日 特別補助調査票(人数系・取組系)

令和6年7月 5日 一般補助調査票(役員報酬等)

令和6年7月12日 一般補助調査票(教育の質に係る客観的指標)

令和6年7月29日 改革総合支援事業調查票

令和6年8月2日 一般補助調查票(追試験等)

令和6年8月7日 特別補助調査票(取組系)

令和6年8月22日 一般補助調査票(情報の公表、経営状況)

令和6年9月13日 特別補助調査票(経費系)

令和6年10月8日一般補助調查票(教員経費等)

令和6年10月18日 一般補助調査票(理工農系学部等単価)

令和6年10月18日 特別補助調査票(人数系・取組系)

令和6年10月21日 特別補助調査票(経費系・取組系)

令和6年11月 1日 特別補助調査票(経費系)

令和6年11月11日 一般補助調查票(研究旅費等)

令和7年 1月10日 特別補助調査票(能登半島地震・梅雨前線・豪雨復興支援)

- ・学校法人の事務担当者が申請内容を見直すための参考資料「事務担当者資料」を電子窓口に掲載 した(令和6年4月9日)。
- ・令和6年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準をホーム ページに公開した(令和7年3月11日)。
- \*取扱要領·配分基準(令和6年度)

(https://www.shigaku.go.jp/files/s\_hojo\_r06y.pdf)

\*配分基準別記8 (特別補助) (令和6年度)

(https://www.shigaku.go.jp/files/s\_tokuho\_r06y.pdf)

・会計検査院より不当と指摘される事案が発生していることから、具体的な不当事項を例示した文 書を学校法人理事長宛に通知するとともに電子窓口に掲載し、注意を喚起した(令和7年3月3 日)。

### ○助成部相談会・説明会の開催

- ・学校法人との対面形式での個別相談及び助成部の事業(補助事業・寄付金事業・減免資金交 付事業)についての説明を併せて実施する「助成部相談会・説明会」を開催した。
- ・会場は、より多くの相談に対応できるよう、令和5年度の会場(福岡、大阪)に、2会場(東 京、札幌)を加え、計4会場での開催とした。

開催年月日	会場	説明会	相談会	
	云物	参加法人数	参加法人数	
令和6年8月5~7日	東京	174	15	
令和6年8月27~28日	福岡	43	8	
令和6年9月4日	札幌	12	2	
令和6年9月9~11日	大 阪	110	23	

※「相談会参加法人数」は、補助事業に係る相談法人数である。

・相談会では、事前申し込みのあった学校法人からの個別案件に応対し、説明会では、私立大学 等経常費補助金に係る配分方法の変更点や会計検査院による近年の検査等の状況について説

業についての説明を併せて実施 により個別相談及び助成部の事業 実施した。

する「助成部相談会・説明会」を │ 説明を行い、より多くの相談に対 応するために昨年度の会場(福岡、 大阪) に、2会場(東京、札幌)を 加え、計4会場で実施している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

明したほか、参考資料として「私立大学等経常費補助金の申請にあたっての留意点」を配付した。

- \*会計検査院による検査等の状況の説明は、実際に指摘のあった事項について、具体的事例ごとの詳しい説明や申請誤りの要因と対策の説明をするなど、申請ミスを防止するものとした。
- \*「私立大学等経常費補助金の申請にあたっての留意点」は、会計検査院による検査で指摘があった事項や、事業団の実地調査で実際にあった申請ミスの事例を追加し充実を図った。事例を詳しく解説することにより、同種の事態を引き起こさないよう、再発防止を促した。
- ○私学関係団体の研修会等への職員派遣等による補助金制度の周知 徹底
  - · 関東私立短期大学協会「令和6年度関東私立短期大学協会事務局長等研修会」 (令和6年9月9日)
  - ・日本私立医科大学協会「私立医科大学経営に関する懇談会」(令和7年2月6日)
- ○広報誌「月報私学」による配分方法等の周知
  - ・令和5年度最終交付状況と配分方法の主な変更点(令和6年4月号)
  - ・令和6年度配分方法の主な変更点等について(令和6年10月号)
  - · 令和 6 年度第一次交付(令和 6 年 12 月号)
  - 会計検査院の実地検査結果(令和6年12月号)

4.	7	- D	舳	糸	老	害	報

特になし

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1-2	貸付事業	·										
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興	当該事業実施に係る根拠 (個別	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第2号									
	施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	法条文など)										
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」(少子化により学校経営が厳しくなることが予測されるため、	関連する政策評価・行政事業レ	予算事業 ID 001601									
	学校法人との情報交換による借入ニーズの発掘や経営状態の変化	ビュー										
	を正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行うこと											
	など、融資の一層の促進に向けた取組が重要であるため)											

② 主要なア	ウトプッ	ト(アウトカム	ふ) 情報						②主要なインプッ	ト情報(財務情	報及び人員に関	する情報)		
指標等		達成目標	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
アンケート	計画値	90.0%以上	_	90.0%以上	90.0%以上	_	_	_	予算額(千円)	100, 159, 237	100, 441, 412	_	-	_
満足度 (融資制度)	実績値	_	93.8%	97.4%	94.4%	_	_	_						
	達成度	_	_	108. 2%	104.9%	_	_	_						
アンケート	計画値	90.0%以上	_	90.0%以上	90.0%以上	_	_	_	決算額(千円)	59, 728, 781	85, 040, 169	-	-	_
満足度 (利便性)	実績値	_	93.8%	97.4%	94.6%	_	_	_						
(HICLE)	達成度	_	_	108. 2%	105. 1%	_	_	_						
元金滞納の	計画値	95.0%以上	_	95.0%以上	95.0%以上	_	_	_	経常費用(千円)	3, 218, 763	3 2, 396, 230	_	-	_
年度内回収 割合	実績値	_	100%	86.7%	100.0%	_	_	_						
110	達成度	_	_	91.3%	105.3%	_	-	_						
リスク管理	計画値	2.0%以下	_	2.0%以下	2.0%以下	_	_	_	経常利益(千円)	920, 822	1, 557, 576	_	_	_
債権の割合	実績値	_	1.57%	1.70%	1.53%	_	_	_						
	達成度	_	_	117.6%	130.7%	_	<u> </u>	_						
危険債権額	計画値	1.9%以下	_	1.9%以下	1.9%以下	_	_	_	行政コスト(千円)	3, 218, 920	2, 396, 230	_	_	
の割合	実績値	_	_	1.65%	1. 49%	_	_	_						
	達成度	_	_	115.2%	127. 5%	_	_	_	従事人員数	18	18	_	_	_

中期目標、中期計画、年度計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価								
	表伤天賴 2 貸付事業	2 貸付事業	評定 B								
	2 貝門事本	~ 東門事未 〈評定〉B	HTAC D								
<主な定量的指標> ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合		AHT/C/ D	<評定に至った理由> 中期計画に定められたと 概ね着実に業務が実施され 認められるため。自己評価 「B」との評価結果が妥当で と確認できた。								
・総貸付残高に対する危険 債権額の割合 ・ 9 月償還分において新た に元金の滞納が発生した学 校法人等のうち年度内に回 収できた学校法人等の割合 <その他の指標>	(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組 ○資金交付実績 一般施設費 298 億円、教育環境整備費 16 億円、公害対策費 3,600 万円、特別施設費 145 億円、合計 459 億円。 このうち、高度化推進事業(利子助成制度)として校舎等の耐震改築事業に 198 億円、耐震改修事業に 2 億円、病院の改築事業に 143 億円の融資を実行した。 一般施設費のうち返済期間 30 年の貸付額は 45 億円である。	(1) 学校法人等の資金需要等を踏まえ た適正かつ有効な貸付 〈評定〉B	(1) 学校法人等の資金需 を踏まえた適正かつ有 貸付 <補助評定>B								
〈評価の視点〉 ·学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか。 ·学校法人等のニーズを把握し、耐険制度の一層の改善に向けた取組が行われたか。 ·学校法人等の満足度調査に対ける、「満足した」の制度性90%以上、利便性90%以上・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合:2.0%以下・総貸付残高に対する危険債権額の割合:1.9%以下・	<ul> <li>①借入ニーズの適切な把握、貸付財源の確保</li> <li>○令和7年度借入希望アンケート調査の実施</li> <li>令和7年度以降の施設整備計画及び令和7年度の事業団資金の借入需要額を把握するため実施した。また、調査依頼と併せ、事業団融資の各種案内文書を送付した。対象法人数:大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校・幼稚園・特別支援学校・専修学校法人(4,708 法人)</li> <li>実施期間:送付/令和7年2月17日、2月19日提出期限/令和7年3月12日回答法人数:1,938法人上記のうち事業団からの借入希望:68法人</li> <li>○「大学・高専機能強化支援事業」選定校に対する融資案内成長分野への学部再編等を支援するための「大学・高専機能強化支援事業」に選定された学校法人を対象として、事業団の融資における優遇措置の案内を送付した。対象法人数:大学法人(54法人)掲載日:令和6年8月23日</li> </ul>	《評定の根拠》 借入ニーズに的確に応えるための施策 (借入希望アンケート調査、学校法人へ の訪問、融資相談会等)を実施するとと もに、貸付財源の安定的確保に努めた。	〈評定に至った理由〉 借入ニーズに的確に応えめの施策(借入希望アンケー 査、学校法人への訪問、昨年ら1地区追加した4地区で資相談会等)を実施し、借り需要額を把握した上で貸付を確保している。 〈指摘事項、業務運営上の課び改善方策〉 昨年度より回復はしている貸付実績が計画額を大幅につているため、融資制度の貸付を通じて、可能な限り貸付を通じて、可能な限り貸付を回復するための取組を引き行うことが望まれる。 〈その他事項〉								

校法人等のうち年度内に回 収できた学校法人等の割 合:95%以上

・貸付規模:学校法人等の需 要により変動するものの、 事業団の業務運営に影響を 及ぼすことから、毎年度確 認し、著しく増減があった 場合、評価に考慮する。

#### <重要度>

・少子化により学校経営が 厳しくなることが予測され るため、学校法人との情報 交換による借入ニーズの発 掘や経営状態の変化を正確 に把握し、各法人個別の状 況に応じた融資案内を行う ことなど、融資の一層の促 進に向けた取組が重要であ ることから、重要度を「高」 とする。

<第4期中期評価:項目別 評定で指摘した課題、改善 事項>

新型コロナ感染症の影響 もあり、学校法人や都道府 県庁への訪問、融資相談会 などを行うことができず、 貸付実績が計画額を大幅に 下回っている。こうした状 況は、新型コロナウイルス 感染症の影響もあるが、今 後、少子化により、大学経営 も今以上に厳しくなること が予測されるため、学校法 人の担当者等と情報交換を さらに緊密に行うととも に、借入ニーズの発掘や、経 営状態の変化等を迅速かつ 正確に把握し、各法人個別

## ○学校法人への訪問

借入ニーズの把握等を目的として、施設・設備整備計画のある学校法人を訪問した。 訪問法人数:73件(71法人)

(単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
_	9	8	13	1	8
10月	11月	12月	1月	2月	3月
26	7	-	-	-	1

## ○融資相談会

令和6年度に借入れの希望がある学校法人等を対象とした融資相談会を、融資相談会場ま たは当該学校法人において実施した。

開催日	地区	参加法人数
令和6年5月30日	北海道	2(2)
令和6年6月6日~7日	名古屋	5(0)
令和6年6月5日~7日	大阪	9(1)
令和6年6月19日~20日	福岡	5(0)
計		21(3)

※()内は、当該学校法人で実施した数である(内数)。

#### ○府県庁訪問

事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため訪問した。 訪問数:16 府県

(岩手、山形、埼玉、千葉、新潟、富山、山梨、長野、愛知、大阪、兵庫、島根、 愛媛、福岡、熊本、大分)

#### ○貸付財源の確保

資金交付額 459 億円 長期借入金(財政融資資金) 287 億円

#### ②ニーズの把握・発掘、融資制度の見直し

#### ○融資制度の周知

直近の融資制度の変更点等について、事業団ホームページへの掲載に加え、令和6年度私 学リーダーズセミナー、私学スタッフセミナー及び令和6年度助成部説明会において「私学 事業団融資のご案内」を配付するなど、学校法人への周知を行った。

○利子助成制度の継続(令和7年度概算要求事項)

私立学校施設の耐震化事業等を引き続き支援するため、現行の利子助成制度を継続するよ

#### 〈評定の根拠〉

ニーズの高い利子助成制度の継続に努 めるとともに、新たなニーズに応えるた め、融資制度の利便性を高めた。満足度 調査において「満足した」の割合は融資 ■ 直しを行っている。 制度 94.4%、利便性 94.6%となった。

## <評定に至った理由>

建築基準単価の撤廃、資金交 付時期の要件の緩和など、融資 制度の利便性を高めるための見

また、貸付法人に対する満足 度調査において「満足した」の 割合は融資制度 94.4%、利便性 94.6%となっている。

の状況に応じた融資案内を 行う必要がある。その他、市 中金融機関とは異なる観点 での私立学校へのアプロー チもあわせて検討するな ど、貸付規模を可能な限り 回復するための取組を引き 続き行うことが望まれる。 また、中期目標期間で比較 すると「融資制度」及び「融 資の利便性」の満足度調査 結果はともに減少傾向にあ るため、下落要因について の分析や、今後の対応策を 検討する必要がある。一方 で、リスク管理債権につい ては計画値である 2.1%以 下を達成しているが、リス ク管理債権のうち、弁済期 限を6箇月以上経過して延 滞となっている危険債権額 が増加しているため、その 動向を注視し、抑止する方 策を検討する必要がある。

< 令和5年度評価:項目別 評定で指摘した課題、改善 事項>

- ・貸付実績が計画額を大幅 に下回っているため、融資 制度の改善などを通じて、 可能な限り貸付規模を回復 するための取組を引き続き 行うことが望まれる。
- ・新たに元金の滞納が発生 した学校法人のうち、未回 収の法人については引き続 き回収に向けた取組に努め るとともに、私学経営情報 センターと連携の上、新規 滞納法人の発生を抑止する ための取組を強化すること が望まれる。

う文部科学省へ要望し認められた。加えて、私立学校が防災拠点として貢献できるよう、新 たに指定避難所施設等の機能強化整備事業への利子助成制度が認められた。

○建築基準単価の撤廃(令和7年度概算要求事項)

単価の乖離をなくすため、建築基準単価を撤廃し実施単価を使用するよう文部科学省へ要望し認められた。

○資金交付時期の要件の緩和(令和7年度概算要求事項)

資金交付時期の要件を緩和し、年度内の柔軟な資金交付が可能となるよう文部科学省へ要望し認められた。

○融資対象となる各種学校の課程の追加(令和7年度概算要求事項)

日本語教育機関の認定等に関する法律施行(令和6年4月1日)に伴い、日本語教育機関として文部科学大臣の認定を受けた各種学校の日本語教育課程を融資対象とするよう文部科学省へ要望し認められた。

○災害復旧融資の継続(令和7年度概算要求事項)

東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震により被災した私立学校引き 続き支援するため、現行の災害復旧融資を令和7年度も継続することを文部科学省へ要望し、 令和8年3月31日まで延長が認められた。

○幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の継続(令和7年度概算要求事項)

待機児童問題を解消し、安心して子供を預けられる環境整備を後押しするための支援方策として、幼稚園・認定こども園を対象とする融資について、融資率を「80%以内又は75%以内」から「95%以内」へ、資産査定額を「純資産の30%以内」から「純資産の40%以内」へ、それぞれ優遇する措置を令和7年度も継続することを文部科学省に要望し、令和8年3月31日まで延長が認められた。

○「貸付金の返済に係る預金口座振替」の開始

返済方法の利便性を高めるため、令和7年3月15日返済分から新たに預金口座振替を開始 した。対象法人945法人のうち、456法人から預金口座振替による貸付金の返済を受けた。

○令和6年度融資利用に関するアンケート調査の実施

令和6年度貸付法人に対して、「融資制度」「融資の利便性」等について満足度調査を実施 した。

対象法人数:49 法人

実施期間:送 付/令和7年2月28日・3月18日

提出期限/令和7年3月14日・4月4日

「満足した」の割合:融資制度94.4%、利便性94.6%

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

—

・計画値である 2.0%以下 を達成しているものの、リ スク管理債権割合について は年々上昇傾向であるとと もに、リスク管理債権のう ち、弁済期限を6箇月以上 経過して延滞となっている 危険債権額が増加している ため、その動向を注視し、抑 止する方策を検討すること が必要と考えられる。

(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組

①与信審査における事業の適切性等の検証

信用格付(学校法人の特性等を踏まえ、事業団が作成した債務者区分をいう。)に基づき、学 校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょ う等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性に ついて検証を行った。その際、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会した。

貸付審查件数:56件

②貸付先法人の信用格付等によるモニタリング

○信用格付に基づくモニタリングの実施

新規滞納法人の発生を抑制するため、令和5年度末の貸付残高のある法人998法人につい て、債務者区分に基づく信用格付作業を実施した。また、信用格付のデータ更新により、推 移を確認した。

○事業実施状況調査

モニタリングの一環として、令和元年度~5年度貸付法人のうち、65法人に対して事業実 施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。

○府県庁訪問【再掲】

事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため訪問した。 訪問数:16 府県

(岩手、山形、埼玉、千葉、新潟、富山、山梨、長野、愛知、大阪、兵庫、島根、 愛媛、福岡、熊本、大分)

○経営状況が悪化している法人に対する現地調査

信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人について、法人概況表や私学 情報提供システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況のモニタリングを行い、 改善が必要とされる13法人を抽出し、7法人は現地での訪問調査を行い、6法人は書面での 調査を実施した。

現地訪問にあたっては、事前に個別法人ごとの問題点を洗い出し、聴取すべき内容を検討 したうえで、理事長等法人経営者へのヒアリングに臨み、経営状況を把握した。調査後は、

(2) 貸付事業の安定的な運営を図るた めの取組

〈評定〉A

を図るための取組 <補助評定>A

(2)貸付事業の安定的な運営

<評定に至った理由>

信用格付によりリスクを把握 信用格付によりリスクを把握し、与信 | するとともに、必要に応じて不動 産鑑定士等に照会を行うなど、与 信審査の向上に努めている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

〈評定の根拠〉

〈評定の根拠〉

審査の向上に努めた。

貸付先法人の信用格付の変化をモニタ リングすることにより、経営状況の早期 るために、貸付先法人の信用格付 把握や、返済が遅れている法人に対し迅 東な督促を行い、延滞債権の発生の抑制 に努めた。

<評定に至った理由>

新規滞納法人の発生を抑制す 推移のモニタリングや、経営状況 が悪化している法人に対し、調査 ヒアリング等を行っている。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

報告書の内容に基づき、将来的な償還の見込み等を判断するとともに、今後の対応について 検討を行った。

## ③新規滞納法人への取組等による貸付債権の確実な回収

○仮済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起

- ・令和6年9月の返済に向け、「貸付金にかかるご返済について」をホームページに掲載し た(令和6年7月1日)。
- ・広報誌「月報私学」令和6年8・9月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を 掲載し、返済の失念がないよう注意を喚起した。
- ・令和7年3月の返済に向け、ホームページの「貸付金にかかるご返済について」を更新し た(令和7年1月1日)。
- ・広報誌「月報私学」令和7年2・3月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を 掲載し、返済の失念がないよう注意を喚起した。

## ○新規滞納法人への取組

令和6年9月において新たに元金の滞納が発生した8法人については、初期の電話督促に 努めた結果、令和6年10月までに滞納を解消した。

- ・令和6年8月30日・9月3日998法人に払込通知書送付
- 令和6年9月17日現在 未収法人8法人
- · 令和 6 年 9 月 18 日 ~ 10 月 23 日 電話督促 8 法人回収
- ・元金滞納の回収割合:100.0%

## ○私学経営情報センターとの連携

近い将来不良債権化する可能性のある5法人について、私学経営情報センターとプロジェ クトチームを編成した。このうち3法人が来団、2法人とオンラインによる面談を実施し、 令和5年度決算書及び令和6年度在籍学生等数に関する資料等の提出と、今後の見通しにつ いての説明を受けた。

#### ④長期滞納法人等への取組によるリスク管理債権及び危険債権額の抑制

#### ○滞納法人等への督促

長期滞納(6か月以上元利金を滞納)している19法人に対し、文書、電話等による督促を │による督促を行うとともに、適宜直接現 │電話による督促を行うとともに、 行った。実質的に休校状態となった1法人については現地を訪問し、法人の状況及び返済意 | 欲の確認を行った。また、所管する県の主管課訪問により、同法人の現況把握を行った。

・延滞元金をすべて回収した法人: 2法人

#### ○弁護士の助力を得た対応

長期滞納法人について、顧問弁護士の助力を得て対応した(2法人)。うち1法人について は、連帯保証人変更の手続きに着手した。

#### ○リスク管理債権の抑制

滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、令和6 年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合は、1.53%(うち危険債権額の割合は │ スク管理債権の割合は1.53%(うち危険 │ 聞き取り調査を実施し、現況把握

#### 〈評定の根拠〉

広報にて、返済について広く注意喚起 を実施するとともに、新規滞納法人への | 実施するとともに、新規滞納法人 電話督促を行うことにより、9月償還分 の回収を完了した(年度内回収割合実績 値:100.0%)。

また、不良債権化の可能性がある法人 に対し、私学経営情報センターと連携し て経営改善を促し、貸付債権の回収に努る法人に対し、私学経営情報セン

#### <評定に至った理由>

仮済について広く注意喚起を への電話督促の徹底により9月 償還分の回収率が 100%を達成す るなど確実に回収業務を実行で きている。

また、不良債権化の可能性があ ターと連携して経営改善を促し、 貸付債権の回収に努めている。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

#### 〈評定の根拠〉

長期滞納法人に対しては、文書、電話 地へ赴き法人の現況を把握するなどし て、債権回収に努めた。長期滞納法人の うち、法務対応等を行っている法人につ **している**。 いて、引き続き顧問弁護士の助力を得な がら対応し、債権の適切な保全・回収を │ 務対応等を行っている法人につ 行った。また、モニタリングの結果を踏 まえ、経営改善が必要な法人への聞き取 を得ながら対応し、債権の適切な り調査を実施し、現況把握に努めたこと 保全・回収を行っている。 により、リスク管理を行った。

令和6年度末の総貸付残高に対するリ まえ、経営改善が必要な法人への

#### <評定に至った理由>

長期滞納法人に対して、文書、 適宜直接現地へ赴き法人の現況 を把握するなど、債権回収に努め

また、長期滞納法人のうち、法 いて、引き続き顧問弁護士の助力

なお、モニタリングの結果を踏

	1.49%) となった。	債権額の割合は1.49%)となり、計画値	に努めたことにより、令和6年度
		に対する達成度が120%を上回った。	のリスク管理債権割合は 1.53%
			(うち、危険債権額の割合は
			1.49%) となり、評価指標である
			2.0%以下(うち、危険債権額の
			割合は1.9%以下) を達成してい
			る。そのことから適切なリスク管
			理を実施していると認められる。
			<指摘事項、業務運営上の課題及
			び改善方策>
			_
			<その他事項>
			_

# 4. その他参考情報

国際情勢や金利情勢の影響等により、施設・設備整備事業の計画見直しを行ったり、借入を行わずに自己資金で対応する法人があったことから、予算額と決算額の間に乖離が生じている。

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1-3	経営支援・情報提供事業											
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第5号									
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」(18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響により、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められているため)											

2. 主要な経	年データ														
①主要なる	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
経営相談 の周知・	計画値	5件/年 以上	_	5 件/年 以上	5件/年 以上	_	_	-	予算額(千円)	489, 669	512, 721	_	_	_	
案内	実績値	_	_	8件	10 件	_	_	_	決算額(千円)	412, 296	475, 348	_	_	_	
	達成度	_	_	160.0%	200.0%	_	_	_	経常費用(千円)	475, 663	506, 306	_	_	_	
									経常利益(千円)	-475, 663	-506, 306	_	_	_	
									行政コスト(千円)	475, 847	506, 306	_	_	_	
									従事人員数	21	21	_	_	_	

3. 各事業年度の業務に係る目標	票、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<u>中期目標、中期計画、年度</u> 主な評価指標等	<u>+画</u> 法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
土な評価担保寺	な人の実務夫績・日口計画 業務実績	土伤人民による計価	
	3 経営支援・情報提供事業	自己評価 3 経営支援・情報提供事業	評定 B
<主な定量的指標> ・事業団から、学校法人等 への経営相談の周知・案内 の件数 ・経営相談を受けた学校法 人のうち、大学教育の質の 向上や経営の安定化等に つながる等と回答のあっ た割合	(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援の取組	《評定》B (1)教育改革及び経営改善に 向けた支援の取組 《評定》B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、 概ね着実に業務が実施されたと認 められるため。自己評価書の「B」 との評価結果が妥当であると確認 できた。  (1) 教育改革及び経営改善に向 けた支援の取組 <補助評定>B
<をの他の指標> 一  <評価の視点> ・本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。 ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事	①学校法人の経営状態のモニタリングの強化及び経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内 ○モニタリングの強化 ・経営判断指標によるモニタリングを実施した(大学・短期大学・高等専門学校・高等学校法人に対し随時実施)。 ・大学・短期大学・高等専門学校法人について、令和5年度決算及び令和6年度学生数を踏まえた経営判断指標の速報版を作成した。また、当該速報版において、令和4年度決算より区分が下がった法人一覧を作成した。 ・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人について、令和5年度決算及び令和6年度学生数を踏まえた経営判断指標の確定版を作成し	〈評定の根拠〉 経営相談を申し込む誘因となる周知・案内を令和6年度中に 10件行った。	<評定に至った理由> 経営相談を申し込む誘引となる周知・案内について、経営悪化が懸念される学校法人に対しては複数回案内する等、令和6年度中に10件行っている。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
業団が自ら発信する私立 学校の教育及び経営等に 関する各種情報について、 私立学校のニーズ等を踏 まえ、必要に応じて項目の 追加・見直し等の改善が図 られたか。 ・経営相談を受けた学校法 人のうち、大学教育の質 向上や経営の安定化等に つながる等と回答のあっ た割合:中期目標期間中に 80%以上	た。また、集計した結果を大学・短期大学・高等専門学校法人に送付した(令和7年3月26日)。  ○経営相談の周知・案内 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校法人を対象として、以下のとおり経営相談について周知・案内を行った。経営悪化が懸念される学校法人に対しては複数回の案内をしたほか、事業団主催セミナーの場で、参加法人に対して経営相談の実施内容等の案内を行った。 ・令和6年4月19日締切分(令和6年3月15日送付) ※全対象法人 ・令和6年7月12日締切分(令和6年6月14日送付) ※令和4年度決算(確定値)に基づき作成した経営判断指標の区分が「C」及び「D」区分の法人 ・令和6年11月8日締切分(令和6年10月23日送付)		 <その他事項> 

- ・学校法人等からの依頼に 基づき情報提供を行った 件数:私立学校における経 営環境が一層厳しくなる ことが予想されるため、学 校法人等の求めに応じて 実施した情報提供・経営相 談の状況や、その成果を把 握する必要があることか ら、毎年度確認し、著しく 増減があった場合、評価に 考慮する。
- ・経営相談を受けた学校法 人のうち、経営が改善され た学校法人の割合:私立学 校における経営環境が一 層厳しくなることが予想 されるため、学校法人等の 求めに応じて実施した情 報提供・経営相談の状況 や、その成果を把握する必 要があることから、毎年度 確認し、著しく増減があっ た場合、評価に考慮する。 ・周知・案内の件数:経営 相談の申し込みの誘引と なる周知・案内の件数:5
- 経営相談の件数:私立学 校における経営環境が一 層厳しくなることが予想 されるため、学校法人等の 求めに応じて実施した情 報提供・経営相談の状況 や、その成果を把握する必 要があることから、毎年度 確認し、著しく増減があっ た場合、評価に考慮する。

## <重要度>

件/年以上

・18 歳人口の大幅な減少 と引き続く少子化の影響 により、私立学校における

- ※令和5年度決算(速報値)に基づき作成した経営判断指標の区分が下がった「B1」以下の大 学・短期大学・高等専門学校法人
- ・令和6年12月23日締切分(令和6年12月13日送付)、令和6年12月26日締切分(令和6年 12月16日、17日送付)、令和7年3月28日締切分(令和7年3月13日送付) ※文部科学省と連携して実施する法人
- ・事業団主催セミナー時 ※私学リーダーズセミナー(令和6年7月10日、7月30日、11月22日、12月12日開催)

### ②各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備

○助成業務情報共有推進委員会の開催

助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析 及び共有ができる仕組みを整備することを目的として「助成業務情報共有推進檢討委員会」を開催

- ・第1回の当該委員会では、助成業務の情報共有に係る今後の進め方を議論し、各部署で保有す る情報資産の整理を行うこととした(令和6年10月4日)。
- ・第2回の当該委員会では、各部署で保有する情報資産の一覧を作成するため、作成方法の検討 等を行った(令和7年1月7日)。
- ・第3回の当該委員会では、情報資産の整理を引き続き進めるとともに、具体的な情報共有方策 の実現に向け次年度の進め方を議論した(令和7年3月14日)。

## ③経営支援の各種取組

- ○経営相談の実施
  - ・大学法人 26 法人、短期大学法人 10 法人、高等学校法人 16 法人、計 52 法人に対し、対面によ る経営相談を実施した。
  - ・上記のほか、個別課題に対する相談 53 件について、対面により実施した(大学法人 36 件、短 期大学法人15件、高等学校法人1件、専修学校法人1件)。
- ○私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣 私学関係団体等17件、学校法人4件:計21件
- ○教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言 電話等による相談件数:会計処理391件、規程20件、管理運営等その他165件:計576件
- ○教育条件及び経営に関する資料の作成提供 上記相談件数のうち、学校法人等への資料提供件数:137件

#### 〈評定の根拠〉

私立学校への支援のため、助 成業務の各事業の有する情報・ 知見を更に事業団全体で活かせ るよう、各種情報の収集・分析及 び共有ができる仕組みを整備す ることを目的とする「助成業務 情報共有推進検討委員会 | を3 回開催し、議論を行った。

## <評定に至った理由>

私立学校への支援のため、助成 業務の各事業の有する情報・知見 を更に事業団全体で活かせるよ う、各種情報の収集・分析及び共 有ができる仕組みの整備につい て、「助成業務情報共有推准検討委 員会」を3回開催し、議論を行っ ている。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

## 〈評定の根拠〉

経営相談、講師派遣、電話等 回答、事例の紹介、経営改善方策 じて実施した。その際には、私学 人材を活用した。

## <評定に至った理由>

経営相談、講師派遣、電話等様々 様々な手段を活用し、質問への な手段を活用し、学校法人の要望 に応じて、質問への回答、事例の の提案等を学校法人の要望に応 | 紹介、経営改善方策の提案等を実 施している。その際には、私学経 経営に関する専門知識を持った 営に関する専門知識を持った人材 を活用している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

経営環境が一層厳しくな ることが予想され、これま で以上に、事業団による支 援が求められていること から、重要度を「高」とす

<第4期中期評価:項目別 評定で指摘した課題、改善 事項>

・少子化により、私立学校 の経営は厳しくなってお り、各学校法人も危機感を 持ち、新しい時代の要請に 応えた学部・学科の見直し や経費削減などの対応を しているものの、今後、リ スク管理の必要な案件が 多くなることが予想され る。そうした状況に備え、 事業団の有する情報・ノウ ハウを駆使し、助成業務の 各事業が連携し支援を行 える体制を構築すること が必要となる。その際に は、ヒアリングや調査結果 を通じて経営における潜 在的な危険因子を把握し、 その情報を積極的に各学 校法人に提供・助言するこ とで、早期の経営改善指導 や経営悪化を未然に防ぐ ためのモニタリングを強 化することが必要と考え られる。

#### ○私学情報資料室の管理

私学情報資料室(※)の外部利用件数:68件

※大学法人・短期大学法人から提供された規程集等を保管しており、私立学校等の役職員が規程 改正等を行う際の参考として閲覧に供している。

## ○経営強化に向けた連携・統合、円滑な撤退方策

合併等(学校法人の合併、学校や学部の譲受もしくは譲渡など)を希望・検討する学校法人に対 して、紹介業務を実施した。

## ○人材バンクの活用

労務管理等の特別な課題については、専門的知識を得て対応する必要があることから、人材バン ク(※)の専門家を私学経営相談員(弁護士1名、社会保険労務士1名、公認会計士1名、計3名) として委嘱し、学校法人からの相談に対応している(相談件数:17件)。

※学校法人からの様々な要望に対応するため、私学経営や教学に関する専門知識を持った専門家 を「専門家人材バンク」に登録し、ガバナンス機能の強化や労務組織体制などの経営体制に関 する専門知識を有する専門家を「学校法人経営支援人材バンク」に登録している。

## ④経営相談の内容や質を向上させるためのアンケートの実施

経営相談を行った法人に対し、「令和6年度 経営相談に関するアンケート」を実施した。また、前年 **度のアンケート結果を検証し、情報を内部で共有することで経営相談の充実を図った。** 

#### ⑤経営困難な学校法人に対する経営相談の実施

上記③の経営相談のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談を以下のとおり実施した。

- ○経営困難な学校法人に対する経営相談
  - 大学法人 20 法人、短期大学法人 8 法人、高等学校法人 11 法人、計 39 法人。
- ・上記経営困難な学校法人に対する経営相談のうち、文部科学省との連携分については、同省の学 校法人運営調査委員会において経営指導強化指標に該当し、直ちに適切な経営改善が必要とされ た学校法人について、経営改善計画の作成を支援する経営相談を実施した。

## ○学校法人経営相談チームの活用

文部科学省との連携分について、別途、事業団において委嘱している学校法人経営に関する専門 的知識を有する学校法人経営相談チームの構成員となる有識者より意見及び助言を受けた(令和6 年8月19日、26日、9月18日、令和7年2月27日、3月4日)。

## 〈評定の根拠〉

「経営相談に関するアンケー ト」を実施し、経営相談の充実に 努めた。

## <評定に至った理由>

「経営相談に関するアンケー ト」を実施し、経営相談の充実に 努めた。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

#### 〈評定の根拠〉

経営困難な学校法人には経営 科学省と連携して経営相談を実 施した。

#### <評定に至った理由>

経営困難な学校法人には経営改 改善計画の作成を支援し、文部 | 善計画の作成を支援し、文部科学 省と連携して経営相談を実施して いる。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

⑥教育改革に向けた支援としての事例の紹介、FD・SD 支援の実施

○研修会等講師派遣時に実施

学校法人等3法人に対し、当該法人等が実施する教職員を対象とした教育改革に向けた研修会に おいて、「私学経営」に関する講座の講師として、3名を派遣した(令和6年8月5日、9月26日、 令和7年1月15日)。

⑦私立大学等の主体的な経営判断等の基盤として各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシ ステム構築に向けた検討

○検討委員に対する意見聴取の実施

私立大学等の経営判断に資する DX を活用した経営支援のあり方について検討を行うにあたり、意 見・助言を聴取するため、大学等の実務担当者等に対し、「私立大学等の経営判断に資する DX を活 │ 問して事例調査を実施した。 用した経営支援のあり方」検討委員を委嘱し(令和6年4月1日)、意見聴取を実施した(令和6年 8月29日)。

○事例調査の実施

私立大学等への DX を活用した総合的な支援のあり方の検討に関する情報収集のため、学校法人 10 法人を訪問し事例調査を行った。

○「私学経営ダッシュボード」の開設

私学事業団の保有するデータを用いて作成した経営判断指標や、他法人と比較した財務比率等の グラフを掲載し、自身の経営状況を早期に把握することのできる「私学経営ダッシュボード」(認証 で管理される経営者専用サイト)を開設した(令和7年3月17日)。

(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、各種情報を提供するための取組とその情報の経営相談 等における活用

①私立学校の教育及び経営に関する情報の収集

私立学校の教育及び経営に関する情報を収集するため、学校法人基礎調査及び学校法人等基礎調査 を実施した。

〈評定の根拠〉

教育改革に向けた支援とし て、学校法人に講師を派遣し、事 例の紹介、FD・SD 支援を実施し

<評定に至った理由>

教育改革に向けた支援として、 学校法人に講師を派遣し、事例の 紹介、FD·SD 支援を実施している。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

〈評定の根拠〉

「アウトリーチ型支援」の基 検討を行うため、学校法人を訪

また、システム構築の一環と ダッシュボード」(認証で管理さ れる経営者専用サイト)を開設 した。

<評定に至った理由>

「アウトリーチ型支援」の基盤 盤となるシステム構築に向けた となるシステム構築に向けた検討 を行うため、学校法人を訪問して 事例調査を実施している。

また、システム構築の一環とし して、令和6年度には「私学経営 て、令和6年度には「私学経営ダ ッシュボード」(認証で管理される 経営者専用サイト)を開設してい

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

(2) 各種情報を提供するため の取組

〈評定〉B

(2) 各種情報を提供するための 取組

<補助評定>B

〈評定の根拠〉

私立大学の教育及び経営に関

<評定に至った理由>

私立学校の教育及び経営に関す する情報を計画どおり収集し┃る情報を計画どおり収集してい

## ○学校法人基礎調査

·大学法人 · 短期大学法人 · 高等専門学校法人

調查法人数:670法人

調 杳 開 始: 令和6年4月5日

提出期限:令和6年5月31日(学生数・教職員数)

: 令和6年6月28日(土地・建物・財務)

: 令和6年7月31日(教育情報)

回答法人数:669 法人

・高等学校法人・中等教育学校法人・中学校法人・義務教育学校法人・小学校法人

調查法人数:806法人

調査開始:令和6年4月15日 提出期限:令和6年7月31日

回答法人数:796法人

## ○学校法人等基礎調査

・幼稚園法人・特別支援学校法人・専修学校法人・各種学校法人・その他法人

調査法人数:12,427法人

調査開始:令和6年4月3日 提出期限:令和6年8月30日

回答法人数:9.572 法人

## ○学校法人基礎調査(納付金調査)

・大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人

調查法人数:668 法人

調 杳 開 始: 令和7年1月28日 提出期限:令和7年2月28日

回答法人数:666 法人

## ○「大学ポートレート (私学版)」からの情報収集

「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集し、その分析結果をもとに、「私立大学・短期大 学教育の現状」として、ホームページに掲載した(令和7年3月13日)。

(https://www.shigaku.go.jp/files/r6kyouikunogenjyou.pdf)

### ②「私学情報提供システム」の利用案内

学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に案内を同封した(令和6年4月5日)。また、私学団体等の 依頼による研修会等において案内を行ったほか、広報誌「月報私学」令和6年7月号に利用方法を掲載 した。

報として公表した。

特に「大学ポートレート(私学 また、「大学ポートレート(私学 版)」から得られた情報について 版)」から得られた情報について は、「私立大学・短期大学教育の は、「私立大学・短期大学教育の現 現状 | としてとりまとめ、教育情 | 状 | としてとりまとめ、教育情報 の公表を行っている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

### 〈評定の根拠〉

学校法人基礎調査の調査票作 テムのご案内」を同封した。

### <評定に至った理由>

「私学情報提供システム」の利 成依頼時に「私学情報提供シス 用を促進するため、学校法人基礎 調査の調査票作成依頼時や「月報 また、研修会や広報誌「月報私 私学」において利用方法等を案内

学」において、「私学情報提供シ している。その他にも研修会等に ステム」の利用方法等を案内し おいて案内を行い、利用促進を図 た。 っている。 <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策> <その他事項> ③私学リーダーズセミナーの実施 <評定に至った理由> 〈評定の根拠〉 改正私立学校法の施行(令和7年4月1日)を目前に控え、改正私立学校法の趣旨(ガバナンス改革 │ 私学リーダーズセミナーにつ │ 私学リーダーズセミナーについ 等)をより深く理解すること、寄附行為変更の申請手続きや会計基準変更への対応を円滑に実施するこ ┃いては、経営面・教学面の知識を ┃ ては、経営面・教学面の知識を深 とを目的として、理事長・理事を対象とした「私学リーダーズセミナー」を、4会場(対面及びWeb配 │深め、改革に向けた意欲形成を │め、改革に向けた意欲形成を図る 信)で実施した。 図るため、外部講師を招聘する ため、外部講師を招聘するなど多 また、今後に向けた参考とするためのアンケートでは、概ね「参考になった」との回答であった。 など多角的なプログラムで実施 ┃ 角的なプログラムで実施してい 【広島会場】 した。 日 程: 令和6年7月10日 また、「対面形式」と「Web配 また、昨年度より2会場追加し 場 所:広島ガーデンパレス 信 の 2 種類の方法を採用し、よ | た 4 つの実施会場で受講する「対 応 募: 29名(対面) り多くの参加者のニーズに応え 面形式 と講演の模様を生配信す 95 名 (Web 配信) た受講を可能にした。 る「Web 配信」の2種類の方法を 参 加: 29 名 (対面) 採用し、より多くの参加者のニー 88 名 (Web 配信) ズに応えた受講を可能としてい 【仙台会場】 日 程: 令和6年7月30日 場 所:仙台ガーデンパレス <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策> 応 募: 27 名 (対面) 82 名 (Web 配信) 参 加: 27名(対面) <その他事項> 76 名 (Web 配信) 【大阪会場】 日 程:令和6年11月22日 場 所:大阪ガーデンパレス 応 募: 34名(対面) 22 名 (Web 配信) 参 加: 34名(対面) 18 名 (Web 配信) 【東京会場】 日 程:令和6年12月12日

場 所:東京ガーデンパレス

応 募: 69名(対面)

50 名 (Web 配信)

参 加: 64 名 (対面)

45 名 (Web 配信)

## ④私学スタッフセミナーの実施

学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての実践的な知識及び柔軟な思考力を習得し、大学改 革に向けた意識を高めることを目的として、若手職員(※)を対象とした「私学スタッフセミナー」を ┃ 員を対象に、経営人材の育成を ┃ を対象に、経営人材の育成を目的 2会場(対面)で実施した。

また、今後に向けた参考とするためのアンケートでは、概ね「理解できた」、「役に立つ」との回答で ┃ 実施した。 あった。

※令和6年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の学校職員

## 【大阪会場】

日 程: 令和6年9月4日~6日

場 所:大阪ガーデンパレス

応 募: 74名 参 加: 24名

## 【仙台会場】

日 程: 令和6年10月23日~25日

場 所:仙台ガーデンパレス

応 募: 47名 参加: 24 名

#### ⑤刊行物等による情報提供

学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物等によって情報提供を行った。

○「今日の私学財政」

学校法人基礎調査等のデータに基づき集計作業を行い、学校法人に発送した。

- ・幼稚園・特別支援学校編:(令和6年8月30日)
- ・専修学校・各種学校編:(令和6年8月30日)
- ・大学・短期大学編:(令和6年12月23日)
- ・高等学校・中学校・小学校編:(令和7年1月29日)
- ○「私立大学・短期大学等入学志願動向」

学校法人基礎調査のデータに基づき集計作業を行い、学校法人等に発送するとともに、ホームペ

ージに掲載した(令和6年9月13日)。

(https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR6.pdf)

- ○「私立高等学校入学志願動向」
  - ・学校法人基礎調査のデータに基づく集計結果をホームページに掲載した(令和7年1月17日)。 (https://www.shigaku.go.jp/files/r6koukoushigandoukou.pdf)

## 〈評定の根拠〉

学校法人の将来を担う若手職 目的としたスタッフセミナーを

<評定に至った理由>

学校法人の将来を担う若手職員 としたスタッフセミナーを実施し ている。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

#### 〈評定の根拠〉

学校法人の経営改善に資する 向」、「私立高等学校入学志願動 向」により、情報提供を行った。

#### <評定に至った理由>

学校法人の経営改善に資するた ため、「今日の私学財政」、「私立 め、「今日の私学財政」、「私立大学・ 大学・短期大学等入学志願動 短期大学等入学志願動向 等の刊 行物を発行し、情報提供を行って いる。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

# ⑥好事例や特色ある取組の情報収集及び提供

私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について学校を訪問し、収集した情 報をホームページに6件掲載した(令和6年11月5日、12月18日、令和7年1月28日、2月28日、 3月3日)。うち2件は広報誌「月報私学」にも掲載した(令和6年11月号、令和7年3月号)。

(https://www.shigaku.go.jp/s\_center\_tokusyoku\_jirei\_r6.htm)

#### 〈評定の根拠〉

私立学校における教育及び経 営に関する好事例や特色ある取 組について情報収集を行い、そ の結果を6件提供した。

#### <評定に至った理由>

私立学校における教育及び経営 に関する好事例や特色ある取組に ついて情報収集を行い、その結果 をホームページや「月報私学」に おいて6件提供している。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

## (7)自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法の説明

- ・「令和5年度版自己診断チェックリスト」の周知を図るため、その活用の方法について、広報誌「月 報私学」7月号に掲載した。
- ・「令和6年度版自己診断チェックリスト」については、学生数、教職員数及び決算値を更新し、大 │ え、周知を図った。経営判断指標 │ とで周知を図っている。 学・短期大学編及び高等学校編をホームページに掲載した(令和7年3月28日)。

(https://www.shigaku.go.jp/s\_center\_checklist.htm)

経営判断指標については、関連資料をホームページに掲載するとともに、利用促進のため、経営 相談及び研修会で説明した。

## 〈評定の根拠〉

等において活用方法を説明する 識と改善を促すよう努めた。

## <評定に至った理由>

自己診断チェックリストにつ 自己診断チェックリストの活用 いてはデータ更新を行ったう | 方法を「月報私学」に掲載するこ

についてもホームページ等にお また、経営判断指標についても いて周知するとともに、研修会 ホームページ等において周知する とともに、研修会等において活用 ことにより、取組課題の早期認 | 方法を説明することにより、取組 課題の早期認識と改善を促すよう 努めている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

## ⑧学校法人の経営改善方策に関するアンケートの実施及び結果の公表

・学校法人の経営改善方策に関するアンケート(高等学校・中等教育学校を設置する学校法人を対 象)を実施した。

#### 〈評定の根拠〉

学校法人の経営改善方策に関

### <評定に至った理由>

学校法人の経営改善方策に関す するアンケート(高等学校・中等 るアンケート(私立大学・短期大

## 4. その他参考情報

特になし

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-4	寄付金事業										
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠 (個別 法条文など)	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第4号								
当該項目の重要度、困難度	困難度:「高」(「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されて間もないため、研究内容の周知等により、 奨励金事業の理解度向上や、社会からの要望等を適切に反映する ことにより、寄付者の拡大等、当該事業の好循環を構築する必要 があることから、困難度が高いと認められるため)		_								

2. 主要な経年	要な経年データ														
①主要なアワ	カトプット	(アウトカム)	情報							②主要なインプッ	ト情報(財務情	<b>青報及び人員に</b>	関する情報)		
指標等		達成目標	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
寄付金制度 等の周知活	計画値	26 件以上	Ī	26 件以上	26 件以上	_	_			予算額(千円)	28, 113, 226	28, 127, 930	_	_	_
事の同知品 動	実績値	_	56 件	28 件	50 件	_	_	_							
	達成度	_	_	107.7%	192. 3%	_	_	_		決算額(千円)	26, 076, 078 22, 53	22, 534, 140	_	_	_
経済団体等	計画値	24 件以上	_	24 件以上	24 件以上	_	_	_							
への情報提 供等件数	実績値	_	25 件	27 件	28 件	_	_	_		経常費用(千円)	26, 079, 106	22, 537, 538	_	_	_
	達成度	_	_	112.5%	116. 7%	_	_	_							
「若手・女性	計画値	2,100 万円	_	2,100万円	2,100 万円	_	_	_		経常利益(千円)	-79, 205	-90, 739	_	_	_
研究者奨励 金事業」寄付	実績値	_	2,907 万円	2,894万円	1,929 万円	_	_	_							
受入額	達成度	_	_	137.8%	91.9%	_	_	_	- 行政コスト(千円) 26,	26, 080, 415	22, 537, 751	_	_	_	
「若手·女性	計画値	20 件以上	_	20 件以上	20 件以上	_	_	_							
研究者奨励 金事業」周知	実績値	_	_	28 件	25 件	_	_	_		従事人員数	4	4	_	_	_
及び報告	達成度	_	_	140.0%	125.0%	_	_	_							

中期目標、中期計画、年度計画									
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
	業務実績	自己評価							
	4 寄付金事業	4 寄付金事業	評定 B						
		〈評定〉B							
			<評定に至った理由>						
<主な定量的指標>			中期計画に定められたとおり						
・学校法人等への寄付に係			ね着実に業務が実施されたと認						
る各種税制優遇制度等の周			れるため。自己評価書の「B」と						
知が充実されたか			価結果が妥当であると確認でき						
・「若手・女性研究者奨励									
金事業」に係る寄付金の受									
入れ金額	(1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援の取組	(1)多元的な財政基盤確立に向け	(1) 多元的な財政基盤確立に						
・「若手・女性研究者奨励		た支援の取組	た支援の取組						
金事業」の活動状況及び研		〈評定〉A	<補助評定>A						
究内容の周知及び報告									
<その他の指標>	①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向	《評定の根拠》							
C ♥ / IE ♥ / / II / IF / / / / / / / / / / / / / /	上等を図るための取組	寄付金募集活動の実態や寄付金	<評定に至った理由>						
	私学団体や学校法人等への研修会への職員派遣等については、以下のとおり実施した(50件)。	制度等を周知するとともに、寄付金	寄付金募集活動の実態や寄作						
<評価の視点>	○私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等への職員派遣等(15 件)	募集に係る知識や意欲の向上等を	度等を周知するとともに、寄作						
・学校法人等への寄付に係	・日本私立大学連盟「令和6年度 第1回財務・人事担当理事者会議」	図るための取組を 50 件行ったこ	集に係る知識や意欲の向上等を						
る各種税制優遇制度等の周	(令和6年7月25日) (オンライン・対面形式)	とにより、計画値に対する達成度が	ための取組を 50 件行っている						
知が充実されたか:経済団	・福岡県私学協会「第61回 福岡県私学教育研修会 学校事務部会」	120%を上回った。	/ 比較支持 * **** *** * * * * * * * * * * * * *						
体等への訪問等件数 24 件	(令和6年7月25日)	120/08/11/2/10	<指摘事項、業務運営上の課題						
以上、学校法人等の研修会	・岐阜県私立短期大学協会「事務局長会議」(令和6年7月26日)		改善方策 >						
における周知活動件数 26	<ul><li>日本私立大学協会附置私学高等教育研究所「私立大学経営塾」</li></ul>								
件以上	(令和6年8月9日)		< その他事項>						
<ul><li>「若手・女性研究者奨励</li></ul>	・国立大学法人筑波大学「筑波大学履修証明プログラム 大学マネジメント人材育成		くての他事項ノ						
金事業」に係る寄付金の受	大学マネジメント講義」(令和6年8月23日)								
入れ金額:第5期中期目標	(オンライン・対面形式)								
期間中に1億 500 万円以上	<ul><li>・関東私立短期大学協会「令和6年度 関東私立短期大学協会事務局長等研修会」</li></ul>								
・学校法人等における毎年	(令和6年9月9日)								
度の寄付金の受入れ金額:	・日本私立大学連盟「令和6年度 理事長会議」(令和6年9月10日)								
学校法人等の寄付金募金活	(オンライン・対面形式)								
動に対する支援の充実に	· 日本私立医科大学協会「令和 6 年度 経理事務研究会合同会議」								
は、学校法人等における寄	(令和6年9月18日)								
付金の受入れ金額を把握す	<ul><li>千葉県私立大学短期大学協会「千葉県私立大学短期大学協会職員研修会」</li></ul>								
る必要があることから、毎	(令和6年9月25日)(オンライン形式)								
年度確認し、著しく増減が	・日本私立大学協会「寄附促進のためのオンライン説明会」								
あった場合、評価に考慮す	(令和6年10月23日~令和7年3月31日)(オンデマンド形式)								

「若手・女性研究者奨励 金事業」の活動状況及び研 究内容の周知及び報告: 20 件以上

## < 困難度>

· 「若手·女性研究者奨励金 事業」に係る寄付金の募集 については、制度が開始さ れて間もないため、研究内 容の周知等により、奨励金 事業の理解度向上や、社会 からの要望等を適切に反映 することにより、寄付者の 拡大等、当該事業の好循環 を構築する必要があること から、困難度が高いと認め られるため、困難度を「高」 とする。

<第4期中期評価:項目別 評定で指摘した課題、改善 事項>

・若手・女性研究者奨励金に おいては、現に寄付をして いる企業との連携を強めつ つ、新たに寄付に至る見込 みの高い企業について積極 的な情報交換を行うととも に、寄付者には、研究成果の 見える化などフィードバッ クを充実させることで、奨 励金の社会的意義を広く周 知することにより寄付受入 額の増額等を図ることが望 まれる。

- 日本私立大学協会北海道支部「第33回 大学経理研究協議会」 (令和6年11月1日)(オンライン形式)
- 日本私立短期大学協会「令和6年度 私立短期大学経理事務等研修会」 (令和6年11月6日)(オンライン形式)
- · 日本私立大学協会「令和 6 年度(通算第 60 回)大学経理部課長担当者研修会」 (令和6年11月14日)
- ·北海道私学振興基金協会「令和6年度 私学経営実務研修会」(令和7年度1月24日)
- ·福島県私学振興協議会「第2回定例協議会 冬季研修会」(令和7年2月13日)
- ○学校法人等が行う職員研修会等への職員派遣 (3件)
  - ·新潟国際情報大学「事務系職員研修」(令和6年8月30日)
  - ・関西医療大学「令和6年度 第1回 SD 研修会」(令和6年9月26日)
- ・東海大学「学校法人東海大学 2024 年度 第2回学園管理者会議」(令和7年1月15日)
- ○私学事業団が行う学校法人役職員向け研修会等での周知(10件)
  - ・「令和6年度 私学リーダーズセミナー」(広島会場:令和6年7月10日、仙台会場:令和6 年7月30日、大阪会場: 令和6年11月22日、東京会場: 令和6年12月12日) (オンライ ン・対面形式)
  - ・「令和6年度 私学スタッフセミナー」(大阪会場:令和6年9月4日~6日、仙台会場:令 和6年10月23日~25日)
  - ·「助成部相談会·説明会」(東京会場:令和6年8月5日~7日、福岡会場:令和6年8月 27日~28日、札幌会場:令和6年9月4日、大阪会場:令和6年9月9日~11日)
- ○個別の学校法人に対する寄付金制度の周知や寄付金募集に係る情報提供等(22件)

(単位:件数)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
2	_	2	1	5	3	4	1		3		1

※受配者指定寄付金制度の利用に関する相談を除く。

- ②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するための取組 経済団体等への情報提供活動については、以下のとおり実施した(28件)。
  - ○経済団体を訪問し、私立学校が取り組む寄付募集の実態や寄付金 ポータルサイトの紹介を行ったほか、私立学校に対する教育研究 支援の必要性等について意見交換を行った (7件)。

日本工業倶楽部 令和6年4月10日、4月19日、4月25日、5月21日、 12月5日、令和7年3月13日

日本経済団体連合会 令和6年4月24日

○21 経済団体等に対し、寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイトを案内する資 料を提供することなどにより、企業等から学校法人等に対する寄付の促進を図った(令和6年 12月10日)。

#### 〈評定の根拠〉

経済団体等に対し、訪問や資料送 を得ることに努めた。

#### <評定に至った理由>

社会一般から学校法人等に対する 付による情報提供活動を 28 件行 寄付の促進を図り、寄付文化の醸成 い、私立学校への寄付について理解 に資するため、経済団体等に対し、 訪問や資料送付による情報提供活動 を28件行い、私立学校への寄付につ いて理解を得ることに努めている。

(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金を確保するための取組

(2) 奨励金の交付財源となる寄付 金確保のための取組 〈評定〉B

(2) 奨励金の交付財源となる寄付 金確保のための取組

<補助評定>B

①企業等への周知活動及び企業等向けの募金趣意書の作成。ホームページの充実等

周知活動等について、以下のとおり実施した。奨励金事業にかかる令和6年度の寄付金は、計 19,295,096円となった。

- ○企業等への周知活動の実施
  - ・企業等を訪問し、若手・女性研究者奨励金事業に対する賛同を得ることを目的として制度 の概要や特色等について説明を行った(25件)。

## 企業等への訪問実績

	•		,, t								
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
10	2	-	-	-	-	-	4	4	-	-	5

- ・寄付者に対する研究成果のフィードバックとして、寄付者に訪問等を実施し、配付を受けた 研究者の研究課題一覧と「社会に対するメッセージ」を記した研究レポート集を渡すなど、 本奨励金事業の魅力を伝えた。
- ・奨励金事業に対する替同を得ることを目的として制度の概要や特色等をまとめた募金趣意 書等を作成した。
- ・広く企業等が関心を持つことを目的として、受賞者の声や研究者別の研究レポートなどを ホームページへ掲載した。
- ・企業等より受領した寄付金は9,200,000円(8件)となった。
- ○寄付金付き自動販売機の設置促進を図るための取組
  - ・寄付金付き自動販売機の設置の意向に関するアンケートを作成し、他部署による学校法人 への出張時に回答を依頼した。アンケートの回答結果等から訪問先の学校法人を選定した。
  - ・学校法人等を訪問し、自動販売機の設置促進を実施した(31法人)。
  - ・寄付金付き自動販売機の案内を、広報誌「月報私学」令和6年12月号に掲載した。
  - ・ 寄付金付き自動販売機を新規に19台設置し、設置台数は230台となった。
  - ・ 寄付金付き自動販売機から受領した寄付金は9,792,096円となった。
- ○個人等からの寄付促進を図るための取組

ホームページや広報誌「月報私学」への掲載を通じ、本事業の社会的意義について周知をし た結果、個人等から受領した寄付金は303,000円(7件)となった。

②若手・女性研究者奨励金事業の適切な見直し

若手・女性研究者奨励金の審査において、審査分野ごとの若手・女性研究者奨励金審査委員1 名あたりの審査件数に偏りがあったため、本奨励金の選考委員会等において検討し、審査件数の 多い分野の審査委員を4名増員することにより、分野ごとの審査件数の平準化を図った。

〈評定の根拠〉

奨励金事業に対する寄付金は、 の取組を積極的に実施した。

<評定に至った理由>

奨励金事業に対する寄付金は、約 19,295,096円となり、募金目標額で 1,930万円となり、募金目標額である ある 2,100 万円を下回ったが、企 2,100 万円を下回ったが、企業等への 業等への訪問を 25 件行うなど、企 | 訪問を 25 件行うなど、企業等の理解 業等の理解と支援を獲得するため | と支援を獲得するための取組を積極 的に実施している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策>

<その他事項>

〈評定の根拠〉

本奨励金の選考委員会等におい

<評定に至った理由>

本奨励金の選考委員会等において て検討し、審査件数の平準化を図っ 検討し、審査件数の平準化を図るこ とにより、事業の適切な見直しを行 っている。

		<指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> 一
		<その他事項> 一

# 4. その他参考情報

学校法人からの配付申請が想定を下回ったため、予算額と決算額の間に乖離が生じている。

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-5	学術研究振興基金・資金事業								
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興	当該事業実施に係る根拠(個別	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第4号						
	施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	法条文など)							
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ							
		ビュー	_						

2. 主要な経	主要な経年データ														
①主要なア	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等			基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
学術研究 振興資金	計画値	80 百万円 以上	_	80 百万円 以上	80 百万円 以上	_	_	_		予算額(千円)	116, 313	120, 209	_	_	_
交付額	実績値	_	80.7 百万円	80.6 百万円	81.2 百万円	_	_	_		決算額(千円)	115, 355	115, 949	_	_	_
	達成度	_		100.8%	101.5%	_	_	_		経常費用(千円)	116, 471	117, 314	_	_	_
										経常利益(千円)	-35, 871	-36, 114	_	_	_
			_							行政コスト(千円)	116, 789	117, 314	_	_	_
										従事人員数	2	2	_	_	_

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 業務実績 自己評価 5 学術研究振興基金・資金事業 5 学術研究振興基金・資金事業 評定 В 〈評定〉B <評定に至った理由> ①学術研究振興資金の交付 〈評定の根拠〉 中期計画に定められたとおり、概ね着 選考委員会により採択された ┃ 実に業務が実施されたと認められるた <主な定量的指標> ・令和5年度に開催した選考委員会において採択した研究34件に対し、81,200千円の学術研究 •「学術研究振興資金」 振興資金を交付した(令和6年5月20日)。 34 件、81,200 千円を交付した。 め。自己評価書の「B」との評価結果が を安定的に交付するた ・「令和7年度学術研究振興資金」の公募を行った(令和6年7月10日)。 妥当であると確認できた。 めの財源を確保できた ・「令和7年度学術研究振興資金」を交付するため、選考委員会を開催し、36件を採択した(令 具体的には、81,200 千円の学術研究振 興資金を交付するとともに、適切な運用 和7年2月12日)。 により財源を確保するために、学術研究 <その他の指標> 振興基金運用検討委員会において、運用 ②「学術研究振興基金」の効率的な運用への取組 〈評定の根拠〉 方針について審議している。 ○金融機関との情報交換 学術研究振興資金を安定的に <評価の視点> 学術研究振興資金を安定的に交付するために必要な利息の獲得と運用のリスクを把握するこ 交付するため、金融機関との情報 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 •「学術研究振興資金」 とを目的として、金融機関から運用商品の提案を受けるとともに、意見交換を行った(計30回)。 交換や各種セミナーでの金融情 方第> が安定的に交付するた ・金融機関との情報交換回数 勢の把握を踏まえ、学術研究振興 めの財源を確保できた 5 6 7 8 9 10 11 12 1 基金運用検討委員会において、運 2 3 か:80 百万円以上 月月月 月 月月月 月 用方針について審議した。 <その他事項> 2 ○学術研究振興基金運用検討委員会の開催 学術研究振興基金の効率的な運用については、金融機関との情報交換や各種セミナーでの金融 情勢の把握を踏まえ、学術研究振興基金の運用方針を、学術研究振興基金運用検討委員会におい て審議した(令和7年3月28日)。 ○各種セミナーへの参加 学術研究振興基金の運用に資するため、金融情勢の適切な把握に努めることを目的として以下 のセミナーに参加した(3件)。 ・三菱 UFI モルガン・スタンレー証券「為替相場の見通し」(令和6年6月5日) ・野村證券「債券基礎セミナー」(令和6年6月6日) ・野村證券「Nomura online seminar 地域のチカラに~SDGs と地方創生~」 (令和6年7月25日) (オンライン形式)

### 4. その他参考情報

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	当事務及び事業に関する基本情報									
1-6	減免資金交付事業									
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興	当該事業実施に係る根拠(個別 日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第4項								
	施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	法条文など)								
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ								
		ビュー	_							

2	. 主要な経年	データ														
	①主要なア	ウトプット	(アウトカム) 情幸	<b>报</b>					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
	_	_	_	_	_	_	_	_	予算額(千円)	206, 541, 229	220, 902, 785	_	_	_		
									決算額(千円)	118, 998, 590	119, 562, 140	_	_	_		
									経常費用(千円)	118, 260, 297	118, 588, 431	_		_		
									経常利益(千円)	-40, 325	-53, 652	_	_	_		
									行政コスト(千円)	118, 260, 316	118, 588, 431	_	_	_		
									従事人員数	2	3	_	_	_		

	標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標、中期計画、年	<u> </u>		
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
	6 減免資金交付事業	6 減免資金交付事業	評定   B
		〈評定〉B	(STAN)
/ ナルウ見めお無へ	タギュー学校にもよりは名次へのなけについては、間には全国が女は悪何も漢字し、第二にな	〈評定の根拠〉	<評定に至った理由>
<主な定量的指標>	各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。	各私立大学等に対する減免資金	中期計画に定められたとおり、概ね着
	○ 令和 5 年度減免資金交付実績	の交付については、関係法令及び交	実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が
<その他の指標>	・令和6年3月25日に大学等より実績報告を受領し、確定額は638法人(大学:590校、短	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	図。自己評価者の「B」との評価結果が     妥当であると確認できた。
一 へての他の相保/	期大学: 275 校、高等専門学校: 2校、計867校)、118,098,445,000円となった。これを	竹安神を題うし、過止に交刊した。	安ヨでめると確認できた。 具体的には、各私立大学等に対する減
	踏まえ、既交付額が確定額より過大となっている 452 法人に対し、令和6年6月7日に返		免資金の交付については、関係法令及び
<評価の視点>	還命令を行い、既交付額が確定額より過少となっている66法人に対し、令和6年6月28日		交付要綱を遵守した上で適正に交付す
・関係法令及び交付要綱			るとともに、他にも関係法人に実地調査
を遵守して適正に交付し			を行うなど、必要な業務を行っている。
たか。	○令和 6 年度減免資金交付申請		
	・令和6年7月19日を締め切りとして大学等より交付申請書を受領し、精査を行った。		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善
	・申請書類の精査作業を踏まえ、令和6年8月16日に大学等へ交付決定を行い、令和6年9		方策>
	月30日に減免資金を交付した。		_
	○令和6年度変更交付申請(1回目)		<その他事項>
	・令和7年1月20日を締め切りとして大学等より変更交付申請書(1回目)を受領し、精査		
	を行った。		
	・申請書類の精査作業を踏まえ、令和7年2月21日に大学等へ変更交付決定(1回目)を行		
	い、令和7年3月28日に減免資金を交付した。		
	・変更交付決定(1回目)を行った結果、641 法人(大学:594 校、短期大学:271 校、高等		
	専門学校: 2 校、計 867 校) に対し、119, 489, 982, 600 円の減免資金を交付した。		
	○令和 6 年度変更交付申請 (2回目)		
	・令和7年3月15日を締め切りとして大学等より変更交付申請書(2回目)を受領し、精査		
	を行った。		
	・申請書類の精査作業を踏まえ、令和7年3月31日に大学等へ変更交付決定(2回目)を行		
	った。なお、令和7年4月に行う額の確定に基づく減免資金の交付又は返還を令和7年6		
	月中に行う予定である。		
	○令和7年度減免資金交付申請		
	・令和7年度からの制度変更(多子世帯への授業料等減免の拡充、授業料等の納付猶予等)に		
	伴い、早期に資金交付することとなり、令和7年3月18日を締め切りとして大学等より交		
	付申請書を受領し、精査を行った。なお、交付決定及び減免資金の交付を令和7年4月中に		
	行う予定である。		

## ○減免資金交付法人への実地調査等

・交付金の適正な申請状況を確認するため、令和5年度に減免資金を交付した27法人38校に対して実地調査を実施した。調査時には申請内容と証ひょう書類等との照合と併せて、交付金申請に係る根拠となる資料の整理・保管方法等について助言を行い、交付金の適正な申請について注意を促した。

## ○助成部相談会・説明会の開催

- ・学校法人との対面形式での個別相談及び助成部の事業(補助事業・寄付金事業・減免資金交付事業)についての説明を併せて実施する「助成部相談会・説明会」を開催した。
- ・会場は、より多くの相談に対応できるよう、令和5年度の会場(福岡、大阪)に、2会場(東京、札幌)を加え、計4会場での開催とした。

開催年月日	会場	説明会 参加法人数	相談会 参加法人数
令和6年8月5~7日	東京	174	5
令和6年8月27~28日	福岡	43	6
令和6年9月4日	札幌	12	3
令和6年9月9~11日	大 阪	110	12

- ※「相談会参加法人数」は、減免資金交付事業に係る相談法人数である。
- ・相談会では、事前申し込みのあった学校法人からの個別案件に応対し、説明会では、減免資金の交付に係る変更点や注意点等を説明したほか、多く寄せられた問い合わせ事例の紹介等を行い、適正な申請に向けた制度理解の向上を図った。

## ○私学関係団体の研修会への職員派遣

・減免資金の交付に係る周知徹底の一環として、日本私立大学連盟学生生活支援研究会が開催した高等教育修学支援関連業務説明会へ職員を講師として派遣した(令和6年9月20日)。

## 4. その他参考情報

高等教育の修学支援制度の利用者が想定を下回ったため、予算額と決算額の間に乖離が生じている。

1. 当事務及び事業に関す	当事務及び事業に関する基本情報							
2-1	業務運営の効率化に関する事項							
	効率的な業務運営体制の確立							
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	_					

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)		
		(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報		
_	_	_	_	_	_	_	_	_		

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価			
<主な定量的指標>  <その他の指標>	1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立 〈評定〉B	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概 実に業務が実施されたと認められ め。自己評価書の「B」との評価結果 当であると確認できた。		
<評価の視点> ・組織や人員配置の見直 しを適切に行ったか	(1) 事業横断的な組織や適切な人員配置の見直し ○事業横断的な企画検討 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施するため、事業横断的な企画検討を行う とともに、情報システムについて、各プロジェクトを統括し適切な管理・検討及び支援を 行うことを目的として「日本私立学校振興・共済事業団横断的プロジェクト検討部会」を 開催した。 ・第1回の当該部会では、今後のシステム再構築等に向けた当該部会の役割等について、 認識の共有及び意見聴取を行った(令和6年8月19日)。 ・第2回の当該部会では、令和6年度システムメンテナンスの進捗確認及び令和7年度システムメンテナンス計画案の検討を行うともに、今後のシステム再構築等の進め方等に ついて意見聴取を行った(令和6年11月26日)。 ・第3回の当該部会では、令和7年度システムメンテナンス計画案に見直しが生じたこと から意見聴取を行った(令和7年2月13日)。 ○私立大学等経営DX推進事業に係る業務体制	(1)組織と人員配置の見直し 〈評定〉B 〈評定の根拠〉 「横断的プロジェクト検討部会」 を開催し、今後のシステム再構築の 課題を含め、事業横断的な企画検討 を行った。	(1)組織と人員配置の見直し <補助評定>B <評定に至った理由> 「横断的プロジェクト検討部会」: 催し、今後のシステム再構築の課題。 め、事業横断的な企画検討を行った。 <指摘事項、業務運営上の課題及び 方策> 一 <その他事項>		

令和6年度から新たに私立大学等経営DX推進事業を実施することに伴い、私学経営情報 センター(私学情報室、経営支援室)及びシステム管理室に私学経営推進担当を設置し、 職員を配置した(主幹1名、副主幹2名、係員2名)。

### (2)情報システムの適切な整備及び管理等

- ○情報システムの利用者に対する利便性向上
- ・学校法人の経営者(役員)へのアウトリーチ型支援の一つの方策として、自身の経営状 況を早期に把握することを目的とした専用認証基盤構築及び「私学経営ダッシュボー ド」の作成を実施した。

### ○データの利活用及び管理の効率化への継続的な取組

- ・学校法人から提供された各種データを、補助事業にあっては補助金額の算定等、貸付事 業にあっては貸付先法人の格付や審査関係資料等、経営支援・情報提供事業等にあって は全国の私学に関する情報集(刊行物等)の作成、情報の提供、経営相談等を実施する ために利活用することを引き続き実施した。
- ・大学・短期大学・高等専門学校法人に対し、補助金課が作成した学内研修用教材(音声 解説付き)を、電子窓口システムを使用し、令和5年度に引き続き配付した(令和6年 6月27日)。
- ・助成業務で使用する内部用業務システムサーバの入替更新(リプレース)を実施した。
- ・私立学校法改正に伴い、私学情報DBシステム・e-マネージャについて、以下のメンテナ ンスを行った。
- \*理事の入力について調査項目名の変更及びデータ入力用の選択肢を変更した。
- \*会計監査人に関する調査項目(「設置有無」「定数」「実数」)を追加した。
- \*役員任期の変更に伴い、提出期限を「5月末」から「6月末」に変更した。
- ・私学情報提供システムについて、上記e-マネージャの改修に合わせて、関係帳票及びCSV データを修正した。
- ・上記、私学情報提供システムの改修に伴い、助成事業総合システムを修正した。
- ・融資システムについて、以下のメンテナンスを行った。
  - \*特別施設費に、「病院以外(30年)」の貸付種別を追加した(大学病院に対する貸 付期間30年の金利が引き下げられ、病院と病院以外とで金利が異なるようになった ことに対応)。
  - \*教育環境整備費に、「教育環境充実資金(10年)」の貸付種別を追加した(教育環 境充実資金について、通常(貸付期間5.5年)と貸付期間10年とで金利が異なる場 合があることに対応)。

### ○情報システムの整備及び管理を行うための体制

- ・私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施するため、事業横断的な企画検討を行う とともに、情報システムについて、各プロジェクトを統括し適切な管理・検討及び支援 を行うことを目的として「日本私立学校振興・共済事業団横断的プロジェクト検討部会」 を開催した。【再掲】
- \*第1回の当該部会では、今後のシステム再構築等に向けた当該部会の役割等につい て、認識の共有及び意見聴取を行った(令和6年8月19日)。
- \*第2回の当該部会では、令和6年度システムメンテナンスの進捗確認及び令和7年

(2)情報システムの適切な整備及 び管理等

〈評定〉B

### 〈評定の根拠〉

情報システムの適切な整備及び ンスを計画的に実施した。

また、令和5年度までに整備した 利活用及び管理の効率化に継続し て取り組んだ。

(2)情報システムの適切な整備及び管 理쑆

<補助評定>B

### <評定に至った理由>

情報システムの適切な整備及び管理等 管理等については、緊急性、効率化 | については、緊急性、効率化等を指標とし 等を指標として前年度に採択した | て前年度に採択した令和6年度における 令和6年度における各種メンテナ │ 各種メンテナンスを計画的に実施してい

また、令和5年度までに整備した体制 体制を通じて、情報システムの利用 を通じて、情報システムの利用者に対す 者に対する利便性向上や、データの る利便性向上や、データの利活用及び管 理の効率化に継続して取り組んでいる。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策>

<その他事項>

度システムメンテナンス計画案の検討を行うともに、今後のシステム再構築等の進 め方等について意見聴取を行った(令和6年11月26日)。 \*第3回の当該部会では、令和7年度システムメンテナンス計画案に見直しが生じた ことから意見聴取を行った(令和7年2月13日)。 ・システム老朽化に伴う業務システムの停止リスクの顕在化を受け、全職員を対象に「今 後のシステムの再構築等に向けた検討に関する説明会」を実施した。リスク回避にはシ ステムの全面再構築が不可避であること、そのためには全職員の理解と協力が必要であ ることを伝えた(令和6年8月29日、9月9日、9月11日、9月18日)。 ・事業団の業務改善等の取組のサポート及び計画の方向性等を調整する目的として、外部 コンサルティング業者に「業務改善等アドバイザー業務」を委託した(令和6年11月 11日)。 ・今後のシステム再構築等に向けた検討に当たり、「機能構成図」の作成にかかる説明会 を実施した(令和6年12月11日、12月12日)。 ・各課に現在の業務の状況についてヒアリング等を実施した(令和7年1月23日、1月 24日、1月27日、1月28日、1月29日、1月30日、1月31日、2月3日)。 ・助成業務システム刷新に関する計画策定支援を目的として、外部コンサルティング業者 と契約を交わした(令和7年1月31日)。 ・全部署に対し外部コンサルティング業者によるヒアリングを実施した(令和7年3月13 日、3月14日、3月17日)。 ・事業団におけるデジタル・ガバメントの推進及び私学の振興に寄与するため、全体管理 として基本的な方針又は計画の確認及びこれらの状況の把握を目的として設置した「日 本私立学校振興・共済事業団ITガバナンス委員会」を開催し、IT推進に係る計画管理・ 執行管理について報告し、情報共有を図った(令和7年3月24日)。 ・各府省の橋渡し人材の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的としてデジタ ル庁が実施する「情報システム統一研修」を受講した(令和6年5月~令和7年3月)。 ・サイバー攻撃対応への情報システム担当者のインシデントレスポンス能力向上のため、 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が実施する「CYDER研修」を受講した(令和 6年8月29日、9月3日)。 ・近年発生したインシデント事例や最新の攻撃動向・対策動向や、サイバー攻撃を受けた

# 4. その他参考情報

特になし

場合における影響範囲の特定や原因究明に係るログ等の分析に必要な知識等の習得をするため内閣サイバーセキュリティセンターが実施する「CSIRT研修」を受講した(令

和6年9月25日、10月18日、12月5日)。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
2-2	経費等の見直し・効率化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	_

2.	. 主要な経年データ												
i	評価対象となる指標		達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)			
				(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報			
	一般管理費	計画値	171 百万円以下	_	171 百万円以下	171 百万円以下		_	_	_			
	の状況	実績値	_	155 百万円	153 百万円	160 百万円		_	_	_			
		達成度	_	_	111.8%	106.9%	_	_	_	_			
	自己収入額	計画値	8 百万円以上	_	8 百万円以上	8 百万円以上		_	_	_			
	の状況	実績値	_	10 百万円	12 百万円	12 百万円	_	_	_	-			
		達成度	_	_	150.0%	150.0%		_	_	_			

3	. 各事業年度の業務に係る目標	票、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
	中期目標、中期計画、年度語	<u>Ho</u>		
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
		業務実績	自己評価	主務大臣による評価
		2 経費等の見直し・効率化	2 経費等の見直し・効率化	評定 B
			〈評定〉B	
	<主な定量的指標>			<評定に至った理由>
	_			中期計画に定められたとおり、
				概ね着実に業務が実施されたと
	<その他の指標>			認められるため。自己評価書の
	_			「B」との評価結果が妥当である
				と確認できた。
	<評価の視点>			
	・一般管理費の金額:171			
	百万円以下	(1) 経費等の見直し・効率化を図るための取組	(1)経費等の見直し・効率化を	(1)経費等の見直し・効率化を
	・自己収入額:8百万円以		図るための取組	図るための取組
	上		〈評定〉A	<補助評定>A
	・自己収入の増・確保及び	①予算執行状況の定期的な精査、効率的な予算執行		
	経費の効率化を図るため	予算の執行にあたっては、支出内容の精査、予算執行状況の確認により、計画的、効率的な執行に努め	〈評定の根拠〉	<評定に至った理由>
	の取組が行われたか。	た。下半期には、各部署に対する執行状況調査及びヒアリングを2回実施した。	予算執行の進捗を確認し、計	予算執行の進捗を確認し、計画
	・一者応札について改善に	1 回目: 令和6年10月16日(回答期限: 令和6年11月8日)	画的・効率的な予算執行に努め	的・効率的な予算執行に努めてい
	向けた原因の分析又は取	2回目:令和7年 1月24日(回答期限:令和7年2月14日)	た。	る。
	組が行われたか。			

<令和5年度評価:項目別 評定で指摘した課題、改善

結果として一者応札とな った場合、要因の分析を行 うなど改善に向けた取組 を引き続き行うことが望 まれる。

事項>

②経費の見直し、効率化により一般管理費について171百万円以下とするための取組

一般管理費の年度計画予算の執行にあたっては、支出内容の精査、予算執行状況の確認により、計画的、 効率的な執行を図った。令和6年度の一般管理費の実績は、予算額171百万円に対し、160百万円であっ た。

○借入金利息の軽減

貸付財源の調達について貸付日の前日に財政融資資金により調達し、翌日に貸付を行うことで支払利 息を低減できるように努めた。

財政融資資金

令和6年6月: 14億円(26日調達→27日貸付) 令和6年7月: 47億円(29日調達→30日貸付) 令和6年8月: 7億円(28日調達→29日貸付) 令和7年3月:219億円(26日調達→27日貸付)

- ○一般競争入札による調達価格の削減
  - · 令和 6 年度私学振興事業本部事務所受付 · 電話交換業務 (令和 5 年度 6, 435 千円→令和 6 年度 6, 328 千円  $\triangle$ 107 千円)
  - ・ 令和6年度学校法人等基礎調査データエントリー業務 (令和5年度3,263千円→令和6年度3,059千円 △204千円)
  - ・令和6年度「月報私学」の編集及び印刷作成等業務 (令和5年度7.765千円→令和6年度7.382千円 △383千円)
- ○その他費用等の削減

消耗品の購入等、価格が 10 万円以上かつ 100 万円以下の案件については一般競争入札に付していた いが、その場合も原則として複数の業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図っている。令和6年度 に見積合わせを行った案件数は30件であった。

- ○節電行動計画の策定による使用電力の削減
  - ・夏期の電力需給対策として、節電行動計画を下記のとおり策定・実施し、令和6年7月~9月の各 月の最大使用電力量はいずれも 290 kwh 以下となり節電目標を達成した。

(令和6年7月:249 kwh 8月:237 kwh 9月:236 kwh)

実施期間:令和6年7月1日~9月30日 節電目標:最大使用可能電力を290 kwh と設定

節電内容: 冷房設備による室温管理(28℃)、休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、0A機器の電

源オフによる節電、エレベータの運転制限

・冬期の電力需給対策として、節電行動計画を下記のとおり策定し、実施した(数値目標設定なし)。

〈評定の根拠〉

経費の見直し、効率化により、 した。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

<評定に至った理由>

経費の見直し、効率化を行うこ 一般管理費を 171 百万円以下と とにより、一般管理費を 171 百万 円以下の160百万円としている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

実施期間:令和6年12月1日~令和7年3月31日

節電内容:暖房設備による室温管理(20℃)、休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、OA機器の電 源オフによる節電、エレベータの運転制限、空気循環のための扇風機の効率的使用

## ③刊行物の販売収入等自己収入の8百万円以上の確保

・自己収入としての刊行物販売収入等

刊行物については平成16年度から特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし「今日の 私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。これらの刊行物については業務上、私立学校への 情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売を行っているものである。

また、講師派遣については平成17年度から学校法人等への情報提供サービスの一つとして実施し ている。

令和6年度の自己収入は1,204万円である。

以下は、主な自己収入の内容である。

\*刊行物販売料:306冊 533千円 \*講師派遣料:15件790千円 \*経営相談交通費: 25件1,199千円

\*私学スタッフセミナー参加費: 48件 2,880千円 \*私学リーダーズセミナー参加費:321件 3,144 千円

## (2) 契約の適正化

①原則として一般競争入札による調達

令和6年度の契約件数は35件であった。真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によ る調達を実施した。

契約件数 35件 100.0% 20件 57.1% 一般競争入札件数 企画競争・公募型件数 3件 8.6% 随意契約件数 12件 34.3%

## ②一者応札が発生した場合の改善に向けた原因分析又は取組

・一般競争入札(20件)のうち一者応札は10件であった。令和6年度に一者応札となった案件名及び入 札参加を辞退した業者から聴取した辞退理由は、以下のとおりである。

\*案件名:令和6年度コピー用紙の購入

令和5年度:1者(入札資料3者配付) →令和6年度:1者(入札資料3者配付)

## 〈評定の根拠〉

1,204 万円の自己収入を確保 120%を上回った。

<評定に至った理由>

刊行物の販売収入等、計画額8 し、計画値に対する達成度が 百万円に対し、12百万円の自己収 入を確保している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

## (2) 契約の適正化 〈評定〉B

〈評定の根拠〉

真にやむを得ないものを除 の適正化に努めた。

(2) 契約の適正化 <補助評定>B

<評定に至った理由>

真にやむを得ないものを除き、 き、一般競争入札を実施し、契約 一般競争入札を実施しており、契 約の適正化に努めている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

## 〈評定の根拠〉

一者応札となった原因の分析 た。

<評定に至った理由>

一者応札の改善に向けた原因 を行い、複数の業者の参加を促 の分析を行い、複数の業者が参加 すための取組を引き続き行っ できるよう、改善に向けた取組を 行っている。

入札参加辞退理由: 仕様書の内容を満たす商品の取扱いがない。

発注と納期の時間に余裕がない。

\*案件名:私学振興事業本部システムにかかるサーバ等機器等のレンタル

令和5年度:1者(入札資料4者配付) →令和6年度:1者(入札資料2者配付)

入札参加辞退理由:仕様書内容を満たす機器の販売会社と取引がない。

\*案件名:私学振興事業本部会議システム及び端末機器等の購入

→令和6年度:1者(入札資料6者配付)

入札参加辞退理由:取り扱いのない会議システムである。

仕様書内容を満たす端末の調達ができない。

\*案件名:私学振興事業本部システムにかかるサーバ等機器等のレンタルに伴う周辺機器の購入

→令和6年度:1者(入札資料2者配付)

入札参加辞退理由: 仕様書内容を満たす機器の販売会社と取引がない。

\*案件名: 令和6年度私学振興事業本部施設警備業務

令和5年度:3者(入札資料12者配付) →令和6年度:1者(入札資料6者配付)

入札参加辞退理由:業務責任者の資格の不足、及び常駐警備員の実績が乏しい。

\*案件名:私学振興事業本部事務所等における建物設備管理等業務

令和3年度:2者(入札資料4者配付)

→令和6年度:1者(入札資料9者配付)

入札参加辞退理由:現場を担当させる者が保有していなければならない資格の一部がない。

\*案件名:令和6年度メール用ウイルスチェックソフトウェアの購入

→令和6年度:1者(入札資料5者配付)

入札参加辞退理由:取り扱いのない製品である。

\*案件名:私学振興事業本部事務所重油タンク電気防食工事

→令和6年度:1者(入札資料2者配付)

入札参加辞退理由: 仕様書の条件を満たす工事の実績がない。

\*案件名: 令和7年度助成業務にかかるサーバ等機器のレンタル

→令和6年度:1者(入札資料4者配付)

入札参加辞退理由:仕様書の納期限に間に合わない機器がある。

\*案件名:令和7年度助成業務におけるVDI環境にかかるマイクロソフト社製ソフトウェアライセンスの更新

→令和6年度:1者(入札資料1者配付)

- ・結果として一者応札が複数年度続く場合等は、必要に応じ、業者の入札参加辞退理由を確認・検討のうえ、仕様書の内容を工夫する等の取組を行っている。令和6年度においては、一者応札案件のうち「コピー用紙の購入」について、発注時間を早めることで発注から納期までの時間に余裕を持たせるよう、令和7年度に向け仕様を変更している。
- ・その他、一者応札を減らす取組として、調達予定情報の公表(一般競争入札は30日間、政府調達に該当する場合は50日間)を、引き続き行った。公表の方法としては、事務所での掲示及び事業団ホームページでの掲載(政府調達に該当する場合は「官報」へも公告)を実施し、業者に対し十分な準備期間を設けることで、できるだけ多くの業者が参加しやすいようにした。

(https://www.shigaku.go.jp/g\_tyoutatu.htm)

・令和5年度に一者応札であった案件名「『月報私学』の編集及び印刷作成等業務」は、令和6年度の入

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

昨年度より一者応札となった 件数が増加していることを踏ま え、結果として一者応札となった 場合、要因の分析を行い、改善に 向けた効果的な取組を引き続き 行うことが望まれる。

<その他事項>

\_\_\_

札では4者が参加した。		
③契約状況の監事による監査、ホームページへの公表 監事による監査については、毎月実施している会計監査において、契約状況等の監査を受け、調達の実 施における適正性を図った(令和6年度の契約件数:35件)。 契約状況については、「契約結果公表基準」に基づき、毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホ ームページで公表した。 (https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm)	〈評定の根拠〉 毎月、監事による監査を受け、 契約の適正化に努めた。 また、契約状況についてホーム ページに公表し、契約の適正化 に努めた。	2 *** * * * * * * * * * * * * * * * * *
		<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策> 一 <その他事項>

4.	その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
3-1	財務内容の改善に関する事項						
	収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現						
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	_				

:	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
	_	_	_	_	_	_	_	_	_

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	業務実績	自己評価		
			評定	В
	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	1 収益の確保、予算の効率的な執		
<主な定量的指標>		行、適切な財務内容の実現	<評定に到	至った理由>
_		〈評定〉B	中期計画	画に定められたとおり、概ね
			に業務が実	実施されたと認められるため
<その他の指標>			己評価書の	)「B」との評価結果が妥当
_			ると確認で	<b>ごきた。</b>
<評価の視点>				
・収支計画に沿った運営が行わ	(1) 収支計画の作成及び当該収支計画に沿った適切な運営	   (1)収支計画に沿った適切な運営	(1) 収寸	を計画に沿った適切な運営
れたか。収益の確保・増に向け		〈評定〉B	<補助評別	
た取組が行われたか。	の計画予算額に基づき作成した。	(8172)	1111-73 H 1 74	_, D
	貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額(602億	〈評定の根拠〉	<評定に3	三った理由>
	円) の達成、貸付資金の安定的な調達 (借入金 484 億円) 等の事業計画に基づき、貸付	収支計画を作成し、当該収支計画	1817-	ニュルエロン 画を作成し、当該収支計画に
	金利息、借入金利息等を積算し、運営経費については、経費等の縮減・効率化の計画に	に沿った運営を行った。	0.72.11.11	行っている。
	基づき積算した。			
			<指摘事項	頁、業務運営上の課題及び改
	実績としては、貸付計画額 602 億円に対して貸付実績 459 億円、借入計画額 484 億円		策>	
	に対して、借入実績 351 億円となった。		_	
	貸付金利息(計画額 5,375,263 千円、実績額 3,932,608 千円)と借入金利息(計画額		<その他事	事項>
	3,092,933 千円、実績額 2,022,339 千円)との利息収支差は、計画額 2,282,329 千円に		—	
	対して、1,910,269 千円と372,060 千円の減額となった。			
	人件費、一般管理費、業務経費等は計画額 2,263,902 千円に対して 2,160,040 千円と			

103,862 千円の減額となった。 この結果、令和 6 年度当期総利益 (△損失) は、△12,684 千円となり、計画額 87,230 千円に対して 99,914 千円の減額となった。		
<ul> <li>○補正予算に伴う収支計画等(予算)の変更</li> <li>・「令和6年能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨」への対応 「令和6年能登半島地震、梅雨前線、9月豪雨」により被災した私立大学等に 対する財政支援措置として、補正予算により私立大学等経常費補助金が増額され たため、補正予算成立後、収支計画等(予算)を変更した(令和7年2月3日届出)。</li> <li>*国庫補助金(私立大学等経常費補助金)         <ul> <li>297,996百万円 → 298,915百万円(+919百万円)</li> </ul> </li> <li>*交付補助金         <ul> <li>297,896百万円 → 298,815百万円(+919百万円)</li> </ul> </li> </ul>		
(2) 自己収入の増・確保及び経費の効率化 ○貸付事業における各種取組	(2) 自己収入の増・確保及び経費 の効率化	化
【詳細は、2 貸付事業(1) <13 頁~16 頁>を参照】 ・借入希望アンケートや学校法人への訪問、融資メニュ	〈評定〉B	<補助評定>B
ーの案内等による借入ニーズの適切な把握。 ・利子助成制度の継続、幼稚園・認定こども園に対する	〈評定の根拠〉 収益の確保増に向けた取組を行	<評定に至った理由> 収益の確保・増に向けた取組が行われて
優遇措置等、ニーズに応じた融資制度の見直し。	のた。	いる。
<ul> <li>○経費等の見直し・効率化を図るための取組</li> <li>【詳細は、2-2 経費等の見直し・効率化(1) &lt; 44 頁~46 頁&gt;を参照】</li> <li>・借入金利息の軽減、一般競争入札による調達価格の削減、その他費用等の削減、節電行動計画の策定による使用電力の削減。</li> </ul>		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ー <その他事項>
・自己収入としての刊行物販売収入等。		—

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
3-2	財務内容の管理の適正化				
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー			

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
	_	_	_	_	_	_	_	_	_

3.	各事業年度の業務に係る目標、計	画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
	中期目標、中期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
		業務実績	自己評価	主務大臣による評価
		2 財務内容の管理の適正化	2 財務内容の管理の適正化	評定 B
			〈評定〉B	
	<主な定量的指標>			<評定に至った理由>
	_			中期計画に定められたとおり、概ね着実
				に業務が実施されたと認められるため。自
	<その他の指標>			己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
	_			ると確認できた。
	/ 芝 / C の 切			
	<評価の視点>	(1) 古光光儿の奴隶四八、光效安治の共安儿	(1)奴隶三八 类数字形の数索儿	( <b>a</b> ) ( <b>v v m v r</b> ) ( <b>a w v v v v v v v v v v</b>
	・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。ま	(1) 事業ごとの経費配分、業務運営の効率化 各事業の中期計画・年度計画に基づき、前年度の執行状況、また、業務運営全体の効率	(1)経費配分、業務運営の効率化 〈評定〉B	(1)経費配分、業務運営の効率化
	た、財務状況等の健全性・透明	仕事業の中期計画・平及計画に基づさ、前平及の教団状况、また、業務連貫主体の効率 化も勘案し、精査を行ったうえで予算を編成した。	(評准/ B	<補助評定>B
	性を確保するための取組が行	予算の執行にあたっては、定期的に執行状況を精査し、効率的執行に努めた。	〈評定の根拠〉	<評定に至った理由>
	したたか。	○決算内容のダイジェスト版の公表	事業ごとの年度計画に基づく予	事業ごとの年度計画に基づく予算編成
	<ul><li>・総貸付残高に対するリスク管</li></ul>	業務内容に基づき、助成業務(助成勘定)及び共済業務の各勘定の令和5年度決算	算編成を行い、また、財務内容の透	を行い、また、財務内容の透明性等の確保
	理債権の割合:2.0%以下【再	の概要を作成し、決算承認後にホームページに公表した。	明性等の確保のため、決算状況等	のため、決算状況等のダイジェスト版等を
	掲】	・「決算の概要(令和5年度)」: 令和6年10月4日掲載	のダイジェスト版等を作成し、公	作成し、公表するなどしている。
	<第4期中期評価:項目別評定	(https://www.shigaku.go.jp/g_za_kessan.htm)	表するなど計画どおり実施した。	
	で指摘した課題、改善事項>			<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	・市場の低金利に加えコロナウ	○財務状況の経年推移の公表		策>
	イルス感染症の状況により、施	財務状況の経年推移を作成し、ホームページに公表した。		_
	設整備計画の遅延や見直しな	・「主要な経営指標等の推移及びリスク管理債権」		
	どにより貸付残高が減少して	: 令和6年10月4日掲載		<その他事項>
	いる状況であり、第4期中期計	(https://www.shigaku.go.jp/g_za_shihyo.htm)		_

画期間の収支状況へのシミュレーション等を行っているものの、中長期的な展望のもとでの、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。

< 令和5年度評価:項目別評定 で指摘した課題、改善事項>

・引き続き、第5期中期計画期 間以降の収支状況におけるシ ミュレーション等を踏まえ、中 長期的な展望のもとで健全な 財政運営の維持に向けた取組 を行うことが望まれる。

## (2) 財務状態の健全性の確保及び財務シミュレーションの実施

○財務状態の健全性の確保

長期滞納法人等へ適時適切な対応を行い、債権の適切な回収及び保全を図ることなどにより収支状況の改善に努めた。【詳細は、2 貸付事業(2)<16~18頁>を参照】また、特に信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行った。

## ○財務シミュレーションの実施

助成勘定の健全な財政運営の維持に向けた方策の検討のため、令和5年度決算をも とに第5期中期目標期間以降の収支状況に係る損益シミュレーションを実施し、「助 成業務における財政検討会議」において検討を行ったうえで、その結果を執行役員会 議に報告し、さらには長期推計説明会を実施し、全役職員へ周知した。

- ・助成業務における財政検討会議(令和7年2月19日)
- ·執行役員会議(令和7年3月11日)
- ・長期推計説明会(令和7年3月18日、21日)

(2) 財務状態の健全性の確保等 〈評定〉B

〈評定の根拠〉

財政内容の健全性のため、適切なリスク管理を実施し、また、適正な貸倒引当金の設定を行った。また、全役職員へ長期的な損益見込を周知した。

(2) 財務状態の健全性の確保等 <補助評定>B

<評定に至った理由>

適切なリスク管理及び適正な貸倒引当 金の設定を行っている。

また、第5期中期目標期間以降の収支状況について、令和5年度決算をもとに損益シミュレーションを作成し、全役職員へ長期的な損益見込を周知している。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

引き続き、第5期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。

<その他事項>

. . .

## 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
3-3	人件費の適正化				
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ ビュー			

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
	_	_	_	_	_	_	_	_	_

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 業務実績 主務大臣による評価 自己評価 В 3 人件費の適正化 3 人件費の適正化 評定 〈評定〉B <評定に至った理由> <主な定量的指標> ○給与水準の適正化 〈評定の根拠〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に 国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、人事院の給与勧告を踏まえたうえで、役職員 人件費の適正化について検 業務が実施されたと認められるため。自己評 に対し適正な報酬や給与等を確保した。具体的には、職員の本給表の改定率を平均3.0%と 証し、給与水準等を対外的に 価書の「B」との評価結果が妥当であると確 <その他の指標> したうえで、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に5,900円から最大25.400円 公表した。 の引き上げを基本として改定した(職員給与規程:令和7年1月23日改正)。 認できた。 また、人件費の適正化について検証し、給 <評価の視点> ○給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表 与水準等を対外的に公表している。 毎年度検証し、給与水準等を 事業団は、国のガイドラインに基づいて、役員報酬や職員給与について公表する義務は 対外的に公表する。 ないが、社会一般に対して説明責任を果たすことは事業団の責務であると考えられる。そ <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 のため、給与等の実態を取りまとめて、自主的にホームページで公表した。 ・「役職員の報酬・給与等について」: 令和6年9月30日掲載 (https://www.shigaku.go.jp/g\_jisyukouhyou.htm) <その他事項>

## 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
3-4	予算、収支計画及び資金計画				
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	_		

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)			
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報			
	_	_	_	_	_	_	_	_	_			

中期目標、中期計画、年	<u> </u>			
主な評価指標等	法人		主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	
	4 予算、収支計画及び資金計画		4 予算、収支計画及び資金計	評定 B
<主な定量的指標> 一	①予算 日本私立学校振興·共済事業団(助成勘定)		画 〈評定〉B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概え
	(合計)	(単位:百万円)	〈評定の根拠〉	実に業務が実施されたと認められる
<その他の指標>	区 分 年度計画予算 実 績 額 A B	差 額 B-A	年度計画をもとに計画的に	め。自己評価書の「B」との評価結果
 <評価の視点> 	収入の部  政府出資金 借入金 48,400 35,100 實付回収金 48,527 48,647 實付金利息 5,278 3,933 預金利息 0 16 国庫補助金 288,945 298,104 授業料等減免費文付金 220,823 119,489 受入寄付金 28,021 29,375 受入基金 1 29,375 受入基金 1 30 基金受取利息 67 73 籍収入 8 1,419  計 650,072 536,159  支出の部 實付金 60,200 45,900 借入金償還 36,762 36,762 借入金利息 3,058 2,019 助成金		執行した。	妥当であると確認できた。 また、年度計画予算をもとに状況の 化に対応して計画的に執行している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改 方策> - <その他事項>
	it 650,000 527,997	Δ 122,003		

※1 貸付金の実績減による借入金の減 ※2 繰上償還等による増 ※3 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※4 交付補助金の実績減 ※5 授業料等減免費交付金の実績減 ※6 受入寄付金の実績増 ※7 補助金返還額の増等 ※8 貸付金の実績減 ※9 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※10 配付寄付金の実績減 ※11 人件費の実績減 ※11 人件費の実績減		
---	--	--

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-4	予算、収支計画及び資金計画							
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	_					

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)			
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報			
	_	_	_	_	_	_	_	_	_			

中期目標、中期計画、年月	<u> </u>			West of the second		S = 4 . 1 . = 4
主な評価指標等				の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績		自己評価	
	②収支計画				〈評定の根拠〉	評定 B
	日本秋で	☑学校振興· 共済事業	(団(助成勘定)		収支計画をもとに計画的に	<評定に至った理由>
<主な定量的指標>	(合計)	Z I IXIIIXX X XXIA FX	CE (MIMBIAL)	(単位:百万円)	執行した。	中田利田で存せるしましょう
	区分	年度計画 A	実績額	差額 B-A		中期計画に定められたとおり
	費用の部	m		3		ね着実に業務が実施されたと認
er a tha litera	経常費用業務費	552,483	442,357	△ 110,126		られるため。
<その他の指標>	交付補助金 授業料等減免費交付金	298,815	297,974	△ 841 ×1		- /
	授業科等級免費欠刊金 借入金利息 ①	220,823 3,092	118,340 2,022	△ 102,483 ※2 △ 1,070 ※3		また、収支計画をもとに状況の
	配付寄附金 学術研究振興費	28,030 80	22,446 81	△ 5,584 ※4		化に対応して計画的に執行して
	学術研究振興資 賃倒引当金繰入	36	- 81	△ 36 ※5		化に対応して計画的に勢打しく
<評価の視点>	業務経費 ② 一般管理費 ③	1,605	1,492	△ 113 ※6 9 ※7		る。
	一般 1 注資	658 -	667 1,388	1,388 **		20
	臨時損失 前期損益修正損	_	0	0		
	費用の部計	553,142	444,414	△ 108,728		<指摘事項、業務運営上の課題及
	収益の部					北 <b>芝</b> 士燃×
	経常収益補助金等収益	519.706	416,379	△ 103,327 ×1.2		改善方策>
	貸付金利息	5,375	3,932	△ 1,443 ※9		_
	寄附金収益 賞与引当金見返に係る収益	28,110 5	22,527 4	△ 5,583 ×10 △ 1		
	資産見返負債戻入	23	23	Δ 0		
	財務収益 雑益	0	21 1,419	21 1.411 ※8		
	臨時利益	ŭ.				<その他事項>
	賃倒引当金戻入 前期損益修正益	_	93	93 %5		_
	収益の部計	553,229	444,402	△ 108,827		
	舰引前当期純利益又は舰引前当期純損失(△)	87	Δ 12	Δ 99		
	法人税、住民税及び事業税 ⑤	0	0	_		
	当期総利益又は当期総損失(△)	87	Δ 12	Δ 99		
	利息収支差(④-①)	2,282	1,910	Δ 372		
	人件費、一般管理費、業務経費等 (②+③+⑤)	2,263	2,160	△ 103		

※1 交付補助金の実績減	
※2 授業料等減免費交付金の実績減	
※3 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減	
※4 配付寄附金の実績減	
※5 貸倒引当金の減	
※6 節減等による減	
※7 一般管理費の実績増	
※8 補助金返還額の増等	
※9 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減	
※10 配付寄附金の実績減による寄附金収益の減	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する	3基本情報		
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ	
		ビュー	_

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)			
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報			
	_	_	_	_	_	_	_	_	_			

中期目標、中期計画、年度	<u>計画</u>					
主な評価指標等			法人0	つ業務実績・自己		主務大臣による評価
		業	務実績		自己評価	
	③資金計画				〈評定の根拠〉	評定 B
<主な定量的指標>	日本私立学校 [ 合 計 ]	長興・共済事業団(別	h成勘定)	(単位:百万円)	資金計画をもとに計画的に	<評定に至った理由>
_	区分	年度計画 A	実績額	差額 B-A	執行した。	中期計画に定められたとおり
	資金支出					概ね着実に業務が実施されたと
<その他の指標>	業務活動による支出 交付補助金支出	649,877 298,815	529,046 297,974	△ 120,831 △ 841 ※1		
	授業料等滅免費交付金支出	220,823	119,527	△ 101,296 ×2		められるため。
_	貸付による支出 長期借入金の返済による支出	60,200 36,762	45,900 36,762	△ 14,300 ×3 -		
	借入金利息支出	3,058	2,019	△ 1,039 ×4		また、資金計画をもとに状況
<評価の視点>	寄付金の配付による支出 学術研究振興費の交付による支出	28,030 80	22,335 81	∆ 5,695 ×5 1		変化に対応して計画的に執行し
◇計価の税点/	人件費支出	1,310	1,390	80		変化に対応して計画的に執行し
_	その他の業務支出 投資活動による支出	795 231	3,054 20,628	2,259 × 6 20,397		いる。
	定期預金の預入による支出	-	20,224	20,224		
	有価証券の取得による支出 有形固定資産の取得による支出	100	300	200 Δ 6		
	無形固定資産の取得による支出	121	99	△ 22		✓ 比較事項 要数定分しの細胞
	財務活動による支出 助成金の交付による支出	-	-	-		<指摘事項、業務運営上の課題
	厚生年金勘定へ繰入による支出		-	_		び改善方策>
	<u>*</u>	650,109	549,674	△ 100,435		
	翌年度への繰越金	32,569	30,015	△ 2,554		_
	資金収入					
	業務活動による収入 国庫補助金収入	650,080 298,945	537,083 298,110	△ 112,997 △ 835 ×1		
	授業料等滅免費交付金収入	220,823	119,489	△ 101,334 ×2		<その他事項>
	貸付金の回収による収入 貸付金利息収入	48,527 5,278	48,647 3,933	120 ×7 △ 1,345 ×4		(C) E 7/2
	長期借入による収入	48,400	35,100	△ 13,300 ×8		_
	寄付金の受入による収入 基金利息の受取額	28,021 76	29,263 82	1,242 × 9 6		
		/6	2,439	2,431 ×6		
	利息の受取額	0	16	16		
	投資活動による収入 定期預金の払戻による収入		20,531 20,231	20,531 20,231		
	有価証券の償還による収入	-	300	300		
	財務活動による収入 民間出えん金の受入による収入	1 1	0	Δ 1 Δ 1		
	計	650,081	557,615	△ 92,466		
	前年度よりの繰越金	32,597	22,074	Δ 10,523		

	※1 交付補助金の実績減	
	※2 授業料等減免費交付金の実績減	
	※3 貸付金の実績減	
	※4 予算積算金利と実行金利の相違等による減	
	※5 配付寄付金の実績減	
	※6 補助金返還額の増等	
	※7 繰上償還等による増	
	※8 貸付金の実績減による借入金の減	
	※9 受入寄付金の実績増	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3-5	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ ビュー						

4	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報		
	_	_	_	_	_	_	_	_	_		

主な評価指標等	法人の業務実績・自己		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
	5 短期借入金の限度額	5 短期借入金の限度額	評定 -
主な定量的指標>	_	〈評定〉一	_
		〈評定の根拠〉	
その他の指標>		_	
-			
評価の視点>			

4. その他参考情報		
特になし		

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-1	その他業務運営に関する重要事項								
	内部統制に関する事項								
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ							
		ビュー							

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)		
		(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報		
_	_	_		_	_	_	_	_		

9	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
J.	中期目標、中期計画、年度計画									
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価								
		業務実績	自己評価	主務大臣による評価						
				評定 B						
				'						
	<主な定量的指標>	1 内部統制に関する事項	1 内部統制に関する事項	<評定に至った理由>						
	_		〈評定〉B	中期計画に定められたとおり、概ね						
				着実に業務が実施されたと認められ						
	<その他の指標>			るため。自己評価書の「B」との評価						
	_			結果が妥当であると確認できた。						
	. The last two									
	<評価の視点>									
	・内部監査及び監事監査は監	(1) 法人のミッションの周知徹底	(1)法人のミッションの周知徹底	(1) 法人のミッションの周知徹底						
	査計画を策定し、その計画に	・理事長のリーダーシップの下、事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事	〈評定〉B	<補助評定>B						
	沿った監査を実施する。ま た、各部署は当該監査におい	会、運営審議会、執行役員会議の審議内容について、会議資料や理事会、運営審議会の議 事録を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。	〈評定の根拠〉 組織にとって重要な情報である	/部内は下 よ 押より						
	て指摘された事項について、	・内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催(令和6年12月11日)し、委員長である理		<評定に至った理由> 組織にとって重要な情報である理						
	改善する。	事長が出席者に対し、内部統制の意義について説明を行ったうえで、リスク管理委員会か	母却とた。	事会等での審議内容を全職員に周知						
	W = 7 · 5 ·	らの報告を基にリスク評価結果について審議した。また、内部統制の推進に必要な具体的	また、内部統制委員会を開催し、	するもの価酸的存在主職員に周知している。						
		措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及	リスク管理をはじめとする内部統	また、リスク管理をはじめとする内						
		びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知し(令和6	制の重要な取組み及び内部統制の	部統制の重要な取組については内部						
		年 12 月 12 日共有キャビネットに掲載)、役員及び管理職には内部統制委員会の内容をま	意義・効果について、その審議結果	統制委員会にて審議するとともに、そ						
		とめた資料を配付した。	を全職員に周知するなど、計画どお	の結果を全職員に周知している。						
		・内部統制の意義・効果について、部次長職への説明(令和7年2月 21 日)、課長職への説	りに実施した。	·						
		明(令和7年3月3日)を行い、内部職員向け共有サイトにて全職員に対する周知を行っ								
		た (令和7年3月10日)。								

<指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策> <その他事項> (2) 内部監査の充実・強化 (2) 内部監査の充実・強化 (2) 内部監査の充実・強化 内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施した。なお、内部 〈評定〉B <補助評定>B 監査及び監事監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理 事長に報告した。 〈評定の根拠〉 <評定に至った理由> ○内部監査 内部監査は、中期計画及び年度計 内部監査については、中期計画及び 13 部署 (うち助成業務関連3部署) 画に基づき監査計画を策定すると 年度計画に基づいて監査計画を作成 令和6年 9月 5日 財務部経理第一課 ともに、その計画に沿った監査を実 し、会計監査(定期監査)や業務監査 令和6年12月19日 私学経営相談センター私学情報室、経営支援室 施し、必要な助言などを行った。 等必要な監査を行っている。 ○監事監査 <指摘事項、業務運営上の課題及び改 <会計監査> 月例監査(毎月実施、令和6年5月・11月のみ対面監査) 善方策> 決算監査 令和6年5月31日 財務部経理第一課 <業務監査> 17 部署 (うち助成業務関連5部署) <その他事項> 令和6年8月7日 融資部融資課、審査・管理室 令和6年 8月20日 総務部総務課 令和6年11月14日 企画室 令和6年12月9日 総務部人事課 (3) リスク管理 (3) リスク管理 (3) リスク管理 <補助評定>B ○中期目標の達成を阻害する課題(リスク)の把握と対応 〈評定〉B ・令和6年度のリスクの状況について、各部署に対してヒアリングを実施(令和6年9月30 日、10月1日~3日)。その結果をもとに、既に対応しているリスクや新たに発生したリ 〈評定の根拠〉 <評定に至った理由> スクの精査を行い、各リスクの発生可能性や新たに発生した場合の影響度を見直し、「リ 各部署に対してヒアリングを実施 事業団の目的や中期目標の達成 スク評価マップ」及び「リスク内容総括表」に反映させた。 を阻害する要因(リスク)と対応の ↓ し、事業団の目的や中期目標の達成を 阻害する要因(リスク)と対応の把握 ・リスク管理委員会を開催し(令和6年11月26日)、リスク管理について検討・審議のう 把握に努めた。 え、リスク評価結果を決定した(令和6年12月2日決裁)。 に努めている。 ・内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催(令和6年12月11日)し、委員長である 理事長が出席者に対し、内部統制の意義について説明を行ったうえで、リスク管理委員 <指摘事項、業務運営上の課題及び改 会からの報告を基にリスク評価結果について審議した。また、内部統制の推進に必要な 善方策> 具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク 内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知し (令和6年12月12日共有キャビネットに掲載)、役員及び管理職には内部統制委員会の <その他事項> 内容をまとめた資料を配付した。【再掲】

4.	その	拍え	学 老	<b>唐</b> 報
т.	C V/		J	

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-2	情報セキュリティに関する事項								
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ							
		ビュー	_						

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報		
	_	_	_	_	_	_	_	_	_		

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 2 情報セキュリティに関する事項 2 情報セキュリティに関する 評定 В 事項 〈評定〉B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着 実に業務が実施されたと認められるた <主な定量的指標> ○サイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく対応 め。自己評価書の「B」との評価結果が ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定された情報 妥当であると確認できた。 セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策推進のための組織・体制を以下の <その他の指標> とおり整備している。 \*情報セキュリティに関する事務を統括する「最高情報セキュリティ責任者」及び「最高 情報セキュリティ副責任者」、並びに各事務所における情報セキュリティ対策に関する 事務を総括する「代表情報セキュリティ責任者」の設置 <評価の視点> \*情報セキュリティ対策基準に定める情報セキュリティを確保することを目的とした ・毎年度、全職員を対象とし た研修を実施する。 「情報セキュリティ委員会」を設置 情報セキュリティ内部監査 \*「情報セキュリティ監査責任者」の設置 の実施:情報セキュリティ監 \*情報セキュリティ対策に関する事務を統括する者として、「統括情報セキュリティ責任 査計画を策定し、2年間で全 者」を設置 ての部署に対して監査を行 \*業務の特性等から同質の情報セキュリティ対策の運用が可能な組織のまとまりごとに う。 「情報セキュリティ責任者」を設置 \*課室ごとに情報セキュリティ対策に関する事務を統括する「課室情報セキュリティ責任 者」を設置 \*情報セキュリティ対策に関する事務の責任者として、「情報システムセキュリティ責任 者」を設置 \*「最高情報セキュリティアドバイザー」として、情報セキュリティについて専門的な知

識及び経験を有する者を設置

- \*情報セキュリティ対策推進体制の整備(関係規程の運用、教育の実施等)
- \*情報セキュリティインシデントに備えた体制(CSIRT)の整備
- ・令和6年度は、情報セキュリティポリシー実施手順書等の改定を行った。
- ○情報セキュリティインシデントへの対応

令和6年度中に、情報セキュリティに関する重大なインシデントは発生しなかった。

- (1) 全ての役員及び職員を対象とした研修の実施
  - ・全ての役員及び職員を対象とした情報セキュリティ研修を計6回に分けて実施した(令 和7年1月22日、1月23日(2回)、1月28日、2月5日、2月17日)。
  - ・研修後のアンケート結果で内容について、「理解できた」「おおむね理解できた」を合わ せると 100%の回答を得られた。
  - ・私学振興事業本部に勤務する者に対して、「自己点検票」に よる調査を実施した。令和 5年度に引き続き階層 (情報セキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、役職 員等)ごとに点検項目を分けて評価を実施した(令和6年12月)。

(2) 情報セキュリティ監査計画の策定及び同計画に沿った情報セキュリティ内部監査の実施

○「令和6年度情報セキュリティ監査計画」の策定

令和6年8月 1日 同監査の監査員を情報セキュリティ監査責任者が指名 令和7年1月17日 情報セキュリティ監査日程を確定(6部署)

- ○「令和6年度情報セキュリティ監査計画」に基づき監査を実施
  - ・ 令和 7 年 2 月 14 日 企画室、融資部融資課、審査・管理室
  - ・令和7年2月17日 システム管理室、私学経営情報センター私学情報室、経営支援室
- ○2年間(令和5年度及び6年度)の情報セキュリティ監査実施状況
  - 令和5年度

助成部補助金課、寄付金課、修学支援課、総務部総務課、人事課、財務部経理第一課

会和6年度

企画室、融資部融資課、審査・管理室、システム管理室、私学経営情報センター私学 情報室、経営支援室

・以上により、第5期中期目標期間最初の2年間において、助成業務の全部署に対する 監査を実施した。

(1) 情報セキュリティ研修 〈評定〉B

〈評定の根拠〉

点検及び評価を実施した。

(1) 情報セキュリティ研修 <補助評定>B

<評定に至った理由>

全職員を対象とした研修を行 全職員を対象とした研修を行うとと った。また、階層ごとにそれぞれしたに、階層ごとにそれぞれの職務内容や の職務内容や役割に即した自己 │ 役割に即した自己点検及び評価を実施 している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策>

<その他事項>

(2) 情報セキュリティ監査 〈評定〉B

〈評定の根拠〉

リティ内部監査を実施した。

(2) 情報セキュリティ監査 <補助評定>B

<評定に至った理由>

情報セキュリティ監査計画を 情報セキュリティ監査計画の策定及 策定し、計画に沿った情報セキュ | び計画に沿った情報セキュリティ内部 監査を実施し、2年間ですべての部署に 対して監査を行っている。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方第>

<その他事項>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-3	事業に関する情報開示								
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ							
		ビュー							

:	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる	評価対象となる指標 達成目標		基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)	
				(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報	
	積極的な	計画値	100 件以上	_	100 件以上	100 件以上	_	_	_	_	
	情報開示	実績値	_	108 件	119 件	117 件	_	_	_	_	
		達成度	_	_	119.0%	117.0%	_	_	_	_	

. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標、中期計画、年度計画							
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
	業務実績						
	3 事業に関する情報開示	3 事業に関する情報開示	評定 B				
		〈評定〉B					
			<評定に至った理由>				
			中期計画に定められたとおり、				
<主な定量的指標>			概ね着実に業務が実施されたと認				
_			められるため。				
			自己評価書の「B」との評価結果が				
<その他の指標>			妥当であると確認できた。				
_							
	(1) ホームページ等を活用した積極的な情報開示	(1)ホームページ等を活用した	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
<評価の視点>	○私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示	情報開示	情報開示				
・事業に関する各種情報の開	<ul><li>新聞等への発表</li></ul>	〈評定〉 B	<補助評定>B				
示件数:100件以上	令和6年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、	(martin - Im IIm)					
・公表が義務付けられている	令和7年3月の交付決定後速やかに学校別交付額等を報道機関に発表した(令和7年3月 18	〈評定の根拠〉	<評定に至った理由>				
情報のホームページでの公表		事業に関する情報について、ホ	1.761-1017 @ 1111161				
が速やかに行われたか。	・広報誌「月報私学」への掲載【再掲】	ームページ等を活用し、必要な情	ームページ等を活用し、必要な情				
	*令和5年度最終交付状況と配分方法の主な変更点(令和6年4月号)	報開示(指標 100 件に対して 117	報開示を行っている。				
	*令和6年度配分方法の主な変更点等について(令和6年10月号)	件)を行った。 					
	*令和6年度第一次交付(令和6年 12 月号) *会計検査院の実地検査報告(令和6年 12 月号)		✓ 松枝車店 ※水本券 [ ▽細田口				
	*会計検査院の美地検査報告(令和6年12月号) ・ホームページを活用した積極的な情報開示		<指摘事項、業務運営上の課題及				
	* ホームペーシを活用した槓極的な情報開示 * 令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革		び改善方策>				
1	~ 〒 7月 0 十尺ク 丁11时11 で 又ん 0 利 に 4 松立八子寺の暦 6 以早		I —				

支援にかかる申請状況(令和6年9月13日)

- \*令和6年度私立大学等経常費補助金第一次交付の交付状況(令和6年12月3日)
- \*令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援の選定結果 (令和7年1月17日)
- \*令和6年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準 (令和7年3月11日)【再掲】
- \*令和6年度私立大学等経常費補助金について学校別の交付額(令和7年3月18日)
- ○受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示

受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載日及び配付事業数は以下のとおりである。

 令和6年 4月配付分
 令和6年 5月1日: 37事業

 令和6年 5月配付分
 令和6年 6月1日: 32事業

 令和6年 6月配付分
 令和6年 7月1日: 42事業

 令和6年 7月配付分
 令和6年 8月1日: 51事業

 令和6年 8月配付分
 令和6年 9月1日: 40事業

 令和6年 9月配付分
 令和6年10月1日: 54事業

 令和6年10月配付分
 令和6年11月1日: 21事業

 令和6年12月1日: 43事業
 令和7年 1月1日: 57事業

 令和7年 1月配付分
 令和7年 2月1日: 35事業

 令和7年 3月1日: 79事業

 令和7年 4月1日: 254事業

 合計 745事業

- ○若手・女性研究者奨励金の交付先等の事業に関する情報開示
  - ・令和6年度若手・女性研究者奨励金の交付先等の情報を公開した(若手研究者37件、女性研究者37件:令和6年4月8日)。
  - ・令和5年度若手・女性研究者奨励金の交付対象研究のレポートを公開した (若手研究者36件、女性研究者36件:令和6年10月30日)。
  - ・令和7年度若手・女性研究者奨励金の応募・採択状況を公開した (応募状況は令和6年10月25日、採択状況は令和7年3月10日)。
- ○学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示
  - ・令和6年度学術研究振興資金の交付先等の情報を公開した (採択件数34件、令和6年4月8日)。
  - ・令和5年度学術研究振興資金の交付対象研究の成果を記した「2023年度(第48回)学術研究 振興資金学術研究報告」を公開した(採択件数37件、令和6年10月30日)。
  - ・令和7年度学術研究振興資金の応募・採択状況を公開した(応募状況は令和6年10月30日、 採択状況は令和7年3月10日)。

<その他事項>

\_

## ○事業に関する情報の開示件数

(単位:件)

補助事業	貸付 事業	経営支援・ 情報提供 事業	寄付金 事業	学術研究 振興基金・ 資金事業	計
8	29	30	35	15	117

### (2) 公表すべき資料のホームページへの速やかな掲載

○法令で公表が義務付けられている資料 (更新情報を掲載)

- ・「役員の数、氏名、任期及び経歴」: 令和6年4月2日、10月1日掲載
- ・「職員の数」: 令和6年5月1日、令和7年1月14日掲載
- ・「日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する令和6年度計画」: 令和6年4月1日掲載 (変更:令和7年2月4日掲載)
- ・「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する令和5年度計画業務実績自己評価」 : 令和6年7月1日掲載
- ・「日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の令和4年度業務実績評価の結果を踏まえた令和 5年度業務運営への反映状況 |: 令和6年7月1日掲載
- ・「日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の令和5年度における業務の実績に関する評価| : 令和6年9月11日掲載
- ·「令和5事業年度財務諸表(助成勘定)」、「令和5事業年度業務報告書(助成勘定)」、「令和5 事業年度決算報告書(助成勘定):令和6年10月4日掲載
- ·「令和5事業年度 監査報告書」: 令和6年10月4日掲載
- ・「令和5事業年度 独立監査人の監査報告書」: 令和6年10月4日掲載
- ・「会計検査院の直近の決算検査報告」: 令和6年11月12日掲載
- ・「日本私立学校振興・共済事業団における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要 領」: 令和6年4月1日掲載
- 「令和6年度における日本私立学校振興・共済事業団の障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進を図るための方針」: 令和6年7月3日掲載
- ・「令和5年度日本私立学校振興・共済事業団における障害者就労施設等からの物品等の調達実 績」: 令和6年7月3日掲載
- ・「令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」: 令和6年4月1日掲載
- ・「令和5年度環境物品等の調達実績の概要」: 令和6年6月25日掲載
- ・「令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要」 : 令和6年5月21日掲載
- ・「令和6年度における日本私立学校振興・共済事業団の中小企業者に関する契約の方針」 : 令和6年5月21日掲載
- ○公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した 資料
  - ・「役職員の報酬・給与等について」: 令和6年9月30日掲載
  - ・「決算の概要(令和5年度)」: 令和6年10月4日掲載
  - ・「主要な経営指標等の推移及びリスク管理債権(助成業務) |: 令和6年10月4日掲載

(2)公表すべき資料のホームペ (2)公表すべき資料のホームペ ージへの掲載

〈評定〉B

### 〈評定の根拠〉

料は遅滞なくホームページに掲している。 の報酬・給与等などについても、 引き続き自主的に公表した。

ージへの掲載

<評定>B

<評定に至った理由>

年度計画どおり公表すべき資 公表すべき資料は、遅滞なくホ

載するとともに、事業団には公表 また、公表が義務付けられてい が義務付けられていない役職員 │ ない役職員の報酬・給与等につい て自主的に公表している。

> <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

<その他事項>

	・「参考資料集(助成業務に関する令和5年度計画業務実績)」: 令和6年7月1日掲載 ・「貸付事業の実施状況」(毎月)	

4.その他参考情報
-----------

1. 当事務及び事業に関す	当事務及び事業に関する基本情報						
4-4	施設・設備に関する事項						
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ	_				
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	_				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
-	_	_	_	_	_	_	_	_

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 業務実績 自己評価 4 施設・設備に関する事項 4 施設・設備に関する事項 評定 В <主な定量的指標> 〈評定〉B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実 〈評定の根拠〉 に業務が実施されたと認められるため。自 <その他の指標> ・事務所照明のLED化工事(地下1階及び1階)(100万円)。 LED 化工事及び空調設備取替更新 己評価書の「B」との評価結果が妥当であ ※当初予定していた工事の内容から簡易的なものに切り替えて実施した(約9百 | により、老朽化対策を実施した。 ると確認できた。 万円の費用負担軽減となった)。 また、計画のとおり、LED 化工事及び空調 <評価の視点> 設備取替更新により、老朽化対策を実施し ・中期計画等で定める計画に沿って 経年劣化した空調設備の取替更新(42万円)。 ている。 改修が進められたか。 (計画に基づき、改修を行わない年度 については評定を付さない。)

## 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4-5	人事に関する事項			
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ		

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
	_	_	_	_	_	_	_		_

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
	業務実績	自己評価	主務大臣による評価
	5 人事に関する事項	5 人事に関する事項 〈評定〉B	評定 B
<主な定量的指標> —	幅広い分野から事業団の将来を担う人材を確保するために、文部科学省文教団体職員採用試験 委員会の実施する試験に加えて、事業団独自の採用試験や、新たに退職者復職制度を設けて実施す るなど、必要人材の確保に努めた。	〈評定の根拠〉 役職等に応じた研修を実施した。 また、職員の資質・能力向上を図る	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、 ね着実に業務が実施されたと認
<その他の指標> —	研修に関しては「日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領」に基づき、役職・目的等に 応じ外部専門家による内部研修、職員の資質・能力向上を図るための外部研修を実施した。 また、人事交流として文部科学省への出向や、学校法人からの研修生の受入れを実施しており、	ための外部組織等との交流も含め た研修の機会について検討を行っ	れるため。自己評価書の「B」と 価結果が妥当であると確認できた また、役職等に応じた研修を
<評価の視点> ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する。	その他、外部組織等との交流も含めた研修の機会について、その方法や可能性について学校法人等に意見を聴取するなど、実施に係る検討を行った。		するとともに、職員の資質・能力 を図るための外部組織等との交 含めた研修の機会について検討
・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実	• 新任管理職研修		っている。
施する。【再掲】 <第4期中期評価:項目別評	実施日、参加人数:令和6年5月8日、1名 目的:新たに課長職に就任した職員に対して、管理職として の職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させること		<指摘事項、業務運営上の課題 改善方策>
マガイが計画・ダロが計 定で指摘した課題、改善事項 >			─ < その他事項 >
・既存の研修に加え、外部専 門家による研修や、例えば、事	・新入職員第一次研修 実施日、参加人数:令和6年4月1日~4日、4名		
業再生に係る専門性の高い外 部組織へ職員を派遣すること など、さらなる事業団職員の	目 的:令和6年4月採用の職員に対し、職員としての服務及 び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社		

業務に対する知識経験の蓄積 が見込まれる研修を実施する ことが望まれる。 会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上 を目的として実施した。

新入職員第二次研修

実施目、参加人数:令和6年7月22日~24日、15名

目 的:採用後1年未満の職員、研修生に対し、事業団の各業務の概要を修得することを目的として実施した。

・法人文書に関する研修

実施日、参加人数: 令和6年10月16日~12月25日、118名

目 的:法人文書の作成・管理に必要なスキル等の習得及び理解を深めることを目的として実施した。

個人情報保護研修

実施日、参加人数:令和6年10月17日~22日、150名

目 的:個人情報に係る適正な取扱いを役職員等が認識することを目的として実施した。

・私立学校の活性化に向けた勉強会

実施日、参加人数:

第1回令和7年1月22日、76名

第2回令和7年2月13日、64名

第3回令和7年3月10日、65名

目 的:職員が私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するため、私学の現状を把握することを 目的として外部専門家による勉強会を実施した。

・ハラスメント防止研修

実施日、参加人数:令和7年3月3日~7日、142名

目 的:全職員を対象に、職場におけるハラスメントを防止することを目的として実施した。

・倫理法・倫理規程に関する研修

実施日、参加人数:令和7年3月3日~7日、125名

目 的:倫理規程に係る適正な取扱いを職員が認識することを

目的として実施した。

## ○外部研修の実施

・文部科学省文教団体共同職員研修ほか54件、延べ217名が参加 した。

## 4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4-6	研修等助成に関する事項			
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レ ビュー		

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
	_	_	_	_	_	_	_	_	_

## 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 法人の業務実績・自己評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 主務大臣による評価 6 研修等助成に関する事項 6 研修等助成に関する事項 評定 〈評定〉 — 〈評定の根拠〉 <主な定量的指標> 事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業にお ける貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含むすべての事 務・事業の実施に係る経費を賄っている。前年度決算において利益が生じた 場合には、これを財源として助成事業等を行っていることから助成事業の充 <その他の指標> 実は、貸付事業における収益の確保が前提となっている。 <評価の視点> ○令和6年度の交付・繰入状況 ・中期計画等で定める計画に沿って助成さ 令和5年度決算において損失を計上しており、令和6年度は、助成金の れたか。 交付及び厚生年金勘定への繰入れは計画していない。 (計画に基づき、日本私立学校振興・共済事 業団法第23条第5項に定める残余が生じな い場合は評定を付さない。)

## 4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4-7 中期目標期間を超える債務負担						
当該項目の重要度、困難度 設定なし 関連する政策評価・行政事業レ _	政事業レ					
ビュー						
2. 主要な経年データ						
	参考情報)					
(前中期目標期間最終年度値等)     5年度     6年度     7年度     8年度     9年度     当	該年度までの累積値等、必要な情報					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画、年度計画						
主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
業務実績自己評価						
- 中期目標期間を超える債務負	評定 — —					
<主な定量的指標>   担	_					

4. その他参考情報		
特になし		

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
1-1 国民に対して提供する サービスその他の業務	3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する事項	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
の質の向上に関する事項	3. 1 補助事業	1 補助事業	1 補助事業
補助事業	(1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。	(1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係 法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配 分基準を改正し、適正な配分を行う。	(1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係 法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配 分基準を改正し、適正な配分を行う。
	(2) 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。	(2) 補助金の適切な配分を行うため、文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。	(2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。 ①一般補助において、成長分野等への組織転換促進や定員規 模適正化に係る経営判断を支えるための支援をするとと もに、特別補助における交付要件・対象の見直し等、必要 な取組を行う。
			②将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について支援する。
	(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助 金の適正な使用を徹底するため、補助金制度の周知や調査 及び指導の一層の充実等の取組を行い、各私立大学等の補	(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正 な使用を徹底するために、補助金制度の周知、申請書類の 調査、申請事務等に係る指導・助言、申請書類の見直し等	(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行う。
	助金制度への理解を深める。	の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金制度の周知については、各私立大学等が学内の研修等により補助金制度の周知を行えるよう、研修教材を工夫・充実する等、内容の充実を図り、教材の配付時に実施するアンケートにおける理解度を毎年度90%以上	①補助金制度を周知するための研修教材を配付する。その際、会計検査院実地検査における指摘等をもとに、申請ミスの発生要因を分析し再発防止に向け、教材の内容の充実を図る。
		とする。	②研修教材の配付時に理解度等のアンケートを実施し、理解度を90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて教材の内容の充実を図る。
			③各私立大学等の調査を行い、補助金の適正な執行の確認を 行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。

			④配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、注意 を喚起するために、電子窓口、私学関係団体の研修会及び 広報誌などにより各私立大学等に周知する。
<u>1-2</u> 貸付事業	3. 2 貸付事業	2 貸付事業	2 貸付事業
貝门ず禾	(1) 私立学校への支援の充実や政策課題の達成に向けて、 学校法人のニーズ等に応じた利便性の向上や融資制度の 見直し等を行うとともに、資金需要を適切に把握し、必要	(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。	(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正か つ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。
	な貸付財源の確保に努め、より効果的な融資に取り組む。	①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート 調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握 し、貸付財源を安定的に確保する。	①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート 調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握 し、貸付財源を安定的に確保する。
		②学校法人との情報交換を緊密に行うことでニーズを把握・ 発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行う等により、効 果的な融資の一層の促進を図り、融資制度や利便性等に関 する満足度調査において、「満足した」の割合を毎年度、 融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。	②学校法人との情報交換を緊密に行うことや、直近の変更点を中心に融資制度の周知徹底を図ること等によりニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行い、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。
	(2) 適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促す等、保有債権の健全性確	(2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる 等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが 予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以 下の取組を行う。	(2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる 等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが 予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以 下の取組を行う。
	保に引き続き努めることとする。	①与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。	①与信審査の向上のため、諸データを活用し、事業の適切性、 資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証 人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家 からの意見聴取や法人への訪問を行う。
		②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付による モニタリングを充実し、早期に経営状況等の変化を把握す るとともに必要に応じた対応策を講じる。	②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付による モニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握する とともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。

	·	<b>T</b>	Ţ
		③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度95%以上とする。また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。	③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度に回収できた法人の割合を95%以上とする。また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。
		④今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、令和9年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.0%以下(うち、危険債権額の割合を1.9%以下)に抑制する。	④長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及で保全に努め、令和6年度末の総貸付残高に対するリスクや理債権の割合を 2.0%以下(うち、危険債権額の割合を 1.9%以下)に抑制する。
<u>1-3</u> 経営支援・情報提供事業	3.3 経営支援・情報提供事業	3 経営支援・情報提供事業	3 経営支援・情報提供事業
	(1) 私立学校への支援について、本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析等のモニタリングの強化を行う等、経営相談等の取組を強化する。	(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援を行う。特に、大学等については、大学教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、提供内容を充実させる。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図る。なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に80%以上とする。	(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、大学等における教育研究の質の向上に資する取組の付報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各利情報の収集・分析の強化を図り、また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図るため、以下の取組を行う。  ①学校法人の経営状態について、経営判断指標や助成業務を有する情報をもとに、モニタリングを強化する。また、ニタリングで得られた情報等を参考に経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内を年5件以上行う。
			②経営支援・情報提供事業をはじめ、助成業務の各事業のする情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。

		③経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用する。
		④経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施 する。また、前年度の集計結果を検証し、経営相談の充実 を図る。
		⑤文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、経営相談を実施する。特に、経営指導強化指標に該当し、直ちに適切な経営改善が必要とされた学校法人に対して、経営改善計画作成等の経営相談を積極的に実施する。経営相談にあたっては、学校法人経営相談チームの委員を効果的に活用する。
		⑥教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD支援を実施する。
		⑦私立大学等の主体的な経営判断や事業団による「アウトリーチ型支援」の基盤として、各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステムの構築に向けた検討を行う。
(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、財務情報 に限らず、非財務情報も含めた私立学校の好事例等、私立 学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立 学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。	(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、好事例や特色ある取組等、私立学校に関する各種情報をホームページ等に掲載する。また、経営相談やセミナー、研修会等において学校法人への情報提供を積極的に行う。提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し	(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえ必要に応じ項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。
	等の改善を図る。また、私立学校における教育及び経営に 関する好事例・特色ある取組の情報の収集及び提供を引き 続き実施する。	①私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教 学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」 から情報を収集する。

			◎【打火性和用用、¬¬¬)、cetill Livied → Livied →
			②「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの
			活用に関する案内を広報誌等で行い、利用促進を図る。
			③大学、短期大学のリーダーを対象に、経営面・教学面の知
			識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的とした
			リーダーズセミナーを実施する。
			特に今年度は、改正私立学校法への対応が円滑に実施さ
			れることを目的としたセミナーとする。
			┃ ┃ ④学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成
			を目的としたスタッフセミナーを実施する。
			   ⑤学校法人の経営改善に資するため、必要に応じて以下の刊
			行物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。
			・今日の私学財政
			7
			・私立大学・短期大学等入学志願動向
			<ul><li>私立高等学校入学志願動向</li></ul>
			②む 七学校 アルバナス 数本 ロバタ 学 フ 間 トック 市 同 の転点 も
			⑥私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある。
			る取組について情報の収集・提供を実施する。
			<ul><li>⑦学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を行う</li></ul>
			ため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガ
			イドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、経
			営相談やセミナー、研修会等において説明する。
			⑧学校法人の経営改善方策に関するアンケート(私立高等学
			校を設置する学校法人を対象)を実施し、結果を公表する。
1 – 4	3.4 寄付金事業	4 寄付金事業	4 寄付金事業
1-4	J. 4 可以並尹未	4 可以並尹未	4 可以並尹未
寄付金事業			
	(1) 学校法人等の多元的な財政基盤を確立するため、学校	(1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援	(1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援
	法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとと	として、以下の取組を行う。	として、以下の取組を行う。
	もに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種		
	税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行う。	①学校法人等の寄付金募集活動に資するため、学校法人等	①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するととも
		の行う研修会等において寄付金募集活動の実態や寄付金	に、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取

		制度等の周知活動を年間 26 件以上行う。	組を年間 26 件以上行う。
		②広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制 優遇制度等の更なる周知等の支援を行うため、経済団体 等への情報提供を年間24件以上行う。	②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付 文化の醸成に資するため、学校法人等への寄付に係る各種 税制優遇制度等や寄付金ポータルサイト(学校法人等の寄 付金募集情報を集約した web サイト)の周知を目的とし て、経済団体等への情報提供等を年間24件以上行う。
	(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、奨励金を交付した研究者の研究内容の見える化等の手法を通じ、 奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、寄付金確保に努めることとする。	(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第5期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を1億500万円以上とする。また、当該奨励金の社会的意義について、更なる周知等を行う。	(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金 (募金目標額2,100万円)を確保するため、奨励金の社会 的意義について更なる周知を図り、広く社会一般からの理 解を得ることを目的として以下の取組を行う。 ① 「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による 支援を求めるため、企業等への周知活動、及び制度周知の ための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレット の作成を行うとともに、ホームページの充実を図り、また、 閲覧機会を多く得られる外部の寄附紹介サイトへの掲載 など、広く社会一般に向けた奨励金の周知について、年間 20 件以上行う。 ② 「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付者からの 寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、寄 付者や本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切 な見直しを行う。
1-5 学術研究振興基金・資金 事業	3.5 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。	5 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、 学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金 を年間80百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保 することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付が	5 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、 以下の取組を行う。 ①学術研究振興資金を80百万円以上交付する。
		できるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。	②長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、 長期的視点に基づき学術研究振興基金運用検討委員会に

			おいて検討を行い、「学術研究振興基金」の効率的な運用に取り組む。
1-6 減免資金交付事業	3. 6 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法 令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	6 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法 令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	6 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法 令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。
<u>2-1</u> 業務運営の効率化に関 する事項	4. 業務運営の効率化に関する事項 4. 1効率的な業務運営体制の確立	2. 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立	<ol> <li>業務運営の効率化に関する事項</li> <li>効率的な業務運営体制の確立</li> </ol>
効率的な業務運営体制 の確立	(1) 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。	(1) 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。	(1) 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、企画立案機能の強化を含め、事業横断的な組織の検討や、人員配置の見直しを適切に行う。
	(2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。	(2)「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、令和5年度までに整備した体制(PMOの設置等)を通じて、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
<u>2-2</u> 経費等の見直し・効率化	4.2 経費等の見直し・効率化	2 経費等の見直し・効率化	2 経費等の見直し・効率化
ALL OF THE STATE O	(1)事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。	(1)助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も 勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、 収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の 見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を	(1)経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。 ①予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努め
		年間 171 百万円以下、自己収入額を年間 8 百万円以上とす る。	<b>వ</b> .
			②経費の見直し、効率化を進めることにより一般管理費については 171 百万円以下とする。
			③刊行物の販売収入等自己収入を8百万円以上確保する。

に、その契約状況を公表する。	に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	よることとする。  ②一者応札が発生した場合、改善に向けた原因の分析又は取組を行う。  ③ 契約状況について、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。
<ul> <li>財務内容の改善に関する事項</li> <li>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</li> <li>1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。</li> <li>2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及</li> </ul>	確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及	<ul> <li>3. 財務内容の改善に関する事項</li> <li>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</li> <li>(1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</li> <li>(2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び</li> </ul>
び経費の効率化に努める。  . 2 財務内容の管理の適正化 事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果 踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させ とともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性 確認を行うことや、事業団の財務シミュレーションを定期 に実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	び経費の効率化に努める。  2 財務内容の管理の適正化 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、財務シミュレーションを定期的に実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	経費の効率化に努める。  2 財務内容の管理の適正化  (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、令和5事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。  (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信
・・・・1) ~ 1 ・事 路 と 確	財務内容の改善に関する事項 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。 2 財務内容の管理の適正化 業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果 済まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させ ともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性 認認を行うことや、事業団の財務シミュレーションを定期	財務内容の改善に関する事項 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容 の実現  事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収 支計画に沿った適切な運営を行う。  事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を 確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及 び経費の効率化に努める。  2 財務内容の管理の適正化 業等に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果 はよ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させ ともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性 ともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性 に要待し、ことや、事業団の財務シミュレーションを定期

			また、令和5年度決算をもとに財務シミュレーションを実 施する。
<u>3-3</u> 人件費の適正化	5.3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。
<u>3-4</u> 予算、収支計画及び資金 計画		4 予算、収支計画及び資金計画 ①予算 別紙1のとおり ②収支計画 別紙2のとおり ③資金計画 別紙3のとおり	4 予算、収支計画及び資金計画 ①予算 別紙1のとおり ②収支計画 別紙2のとおり ③資金計画 別紙3のとおり
3-5 短期借入金の限度額	_	5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし	5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし
4-1 その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項	6. その他業務運営に関する重要事項 6. 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ 効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保する ための体制等の整備(平成26年11月28日総務省行政管理 局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用す るとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及 び各種規定の見直しを行う。	4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ 効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保する ための体制等の整備(平成26年11月28日総務省行政管理 局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項(内部監査に 関する事項等)を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。	4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、引き続き内部統制の充実・強化を図る。 (1) 法人のミッションの周知徹底中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容及び内部統制の意義・効果について、全職員に対して周知徹底を図る。
			(2) 内部監査の充実・強化 内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画 に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を

			定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ 効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言 等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を 検証する。 (3) リスク管理 業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部 署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原 因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会に おいてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまと め、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リス クの顕在化防止及び危機対応等を、他の内部統制の取組 と併せて実施する。
4-2 情報セキュリティに関 する事項	6.2 情報セキュリティに関する事項 引き続き、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。	2 情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一 基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。  (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。  (2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。	2 情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一 基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づ き、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバー セキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される 課題を解決することとし、以下の取組を行う。  (1) 全職員を対象とした研修を実施する。  (2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿っ て、情報セキュリティ内部監査を実施する。
4-3 事業に関する情報開示	6.3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映 状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・ 女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事 業に関する情報については、ホームページ等を活用した積 極的な情報開示を行う。	3事業に関する情報開示  (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映 状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・ 女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事 業に関する情報については、ホームページ等を活用した積 極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報 の開示件数を毎年度100件以上とする。	3事業に関する情報開示  (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金、若手・ 女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事 業に関する情報については、ホームページ等を活用した積 極的な情報開示を行うことにより、開示件数を100件以上 とする。

	(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。
<u>4-4</u> 施設・設備に関する事項	6.4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改 修を実施する。	4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改 修を実施する。	4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改 修を実施する。
		令和5年度~令和9年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定) (単位:百万円)	令和6年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定) (単位:百万円)
		施設·整備の内容 金額 備 考  事務所改修工事 25 —	施設・整備の内容 金額 備 考 事務所改修工事 10 —
<u>4-5</u> 人事に関する事項	6.5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修 の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に 関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織との交流 も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資 質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環 境整備の検討を行う。	5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修 の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に 関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織等との交 流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その 資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような 環境整備の検討を行う。	5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の 実施により職員の業務に必要な専門知識の向上等を図る。ま た、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、職員の 資質・能力向上を図るため、外部組織等との交流も含めた研 修の機会の提供等について引き続き検討を行う。
<u>4-6</u> 研修等助成に関する事項	6.6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職 員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。	6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。  令和5年度~令和9年度研修等助成に関する計画 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)  (単位: 百万円) 助成金交付額 厚生年金勘定への繰入額 計	6 研修等助成に関する事項 前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源と して助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。
4-7 中期目標期間を超える 債務負担		7中期目標期間を超える債務負担なし	7中期目標期間を超える債務負担なし